

『祖燈辨訛』考釈 二

長谷部幽蹊

祖燈辨訛本文 訳註

一、ここでは原典の配列に従って全文を書き下し、註記を加えた。

一、脚註には、ごく一般的な事項について簡単な解説を施し、また比較参考すべき点に触れた。

一、補註の部分では、他の文献資料を参照し、問題点の解明を試み、弁訛の欠を補うことに努めた。

一、字体は特別の場合を除き、当用漢字体を用いた。

祖燈辨訛 卷第二

清 古杭白巖嗣沙門 淨符考著

31 旧録に六祖の示寂は唐の玄宗癸丑⁽¹⁾八月に在りと紀し、世寿七十六と云えれば、則ち生れは當に太宗の真觀十三年戊戌にあるべし。二十四伝衣といえれば則ち戊戌より始めて 当に龍朔元年辛酉にあるべし。墜腰石の題、龍朔三年なるを以つて拠とすべし。三十九祝髮⁽³⁾

癸丑 先天二年 七一三。十二月開
戊戌 元と改む
辛酉 では貞觀十二年(六三八)で十三年ではない。
とせば龍朔二年壬戌

『祖燈辨訛』考釈 二(長谷部)

と云えるは、則ち戊戌より儀鳳元年丙子に至るこれなり。また伝衣の次年壬戌より丙子に至る、恰として臘人隊中に避難する一十五載と合するを以つて、説法三十七年といえるは、則ち儀鳳丙子より玄宗の開元癸丑に至る、まさにその数なり。会元が先天二年といふは非なり。けだし延和元年壬子は即ち先天元年壬子、次年は即ち開元元年癸丑たり。而して先天二年の説は實に無し。開元癸丑示寂を以つて乃ち実録となす。それ五祖の章中に咸亨中というは、その來參時の大槻を提するに過ぎず。ただ咸亨二年というは訛りなり。いま伝衣、剃度、説法の年を以つて之を考うるに、則ち「咸亨二」の三字は當にこれ「龍朔元」の三字の訛りなるべし。龍朔元年といわしむれば、則ち伝衣より説法の年に至るまで往くとして相い合せざるなし。

³² 德山密の示衆に曰く、及尽し去るや、直に三世の諸仏、口を壁上に挂くることを得、なお一人の呵呵大笑するあるがごとし、もしこの人を識得せば、參学の事畢る。而るに指月録は去を改めて知となす。殊に大旨を失す。けだし及尽し去るとは、なお凡聖の情尽き、一法だに立てずというがごとし、故に直に三世の諸仏口を壁上に挂くるを得という。いま及尽知⁽⁶⁾と言うは、何の理会を作すや、われ得てこれを知らず。

丙子 西紀六七六

延和元 西紀七一二。大極元年五月

延和と改元、八月さらに先天と改む

咸亨中 六七〇—六七三の間、伝灯
録 卷三 弘忍伝参照

竜朔元 西紀六六一

及尽 絶清絶点、理路不到の境地を究め尽くすことができたその時
には 口挂壁上 無碍自在の弁舌も用をなさぬ状態
識得 知る。得は可能の意を表わす
助辭
此人 呵呵大笑するところの者
理解会得

33僧、同安不に問う、如何なるかこれ和尚の家風と。不曰く、金雞子を抱きて霄漢に帰り、玉免懷胎して紫微に向う。一則の語諸方に伝誦し從来するところなり。

而して旧錄⁽⁷⁾は乃ちまた一同安第一世を夾山の会下に列し、この則の語をもつてその章首に載す。ここを以つて一人の機語分れて兩人となるも重出を顧みず。それ不、上は雲居に嗣ぎ、下は志公に接す。機縁語脈歴歴として稽うべし。夾嶺に比ぶるに非ず。これ固より疑を致すべきなし。重出する者はまさにこれを去るべく、その余の語は収めて不の章に帰するが理なり。

34疎山仁⁽⁸⁾の章、会元に云く、洞山順世 弟子の礼終るにおよび、乃ち潭州の大鴻に到り、鴻の示衆に値う云々と。これ訛りなり。⁽⁹⁾況んや伝灯の旧文には絶えてこの語なし。鴻山は大中癸酉に寂し、前にあり、洞山は咸通己丑に寂す、後にあるなり。相い去る一十七載、訛に非ずして何ぞ。まさにこれ疎山聽習を棄てし初め、便ち潭州鴻山に参じ、次いで聞に入り大安に参じ、次に漸に到りて明招に参じ、最後に乃ち洪都に還り洞山に参ぜしとなれば、始めて順なるべし。⁽¹⁰⁾且つ年甲を以つて之を考えるに謬ならずとなすは論なし。即ち參請の機縁を以つて之を考えるに、先後浅深自ら立ちどころに見るべし。鴻山の問う処に從つて、但だ如何なるかこれ声色に落ちざるの句と曰うが如きんば、鴻子を豎起す。その

昇起	洪都	江西省南昌府南昌県。明初洪都府	洪都	江西省南昌府南昌県。明初洪都府	昇起	金雞霄漢	暁の明星、太陽を指す
參請	不落聲色	人間をとり巻く一切の環境世界や現象などに振り廻されないしつかり立てる	參請	不落聲色	人間をとり巻く一切の環境世界や現象などに振り廻されないしつかり立てる	參請	不落聲色
大安	咸通己丑	西紀八五三	大安	咸通己丑	西紀八五三	大安	咸通己丑
聽習	遷化	西紀八六九	聽習	遷化	西紀八六九	聽習	遷化
明招	七九三一八八三	前出、長慶の西院に住した。	明招	七九三一八八三	前出、長慶の西院に住した。	明招	七九三一八八三
都	羅山道閑の嗣、唐末婺州明招	講學する	都	羅山道閑の嗣、唐末婺州明招	講學する	都	羅山道閑の嗣、唐末婺州明招
里	山(金華府武義県東十五里)に住した		里	山(金華府武義県東十五里)に住した		里	山(金華府武義県東十五里)に住した
順世	世に順じて死を示す。示寂、		順世	世に順じて死を示す。示寂、		順世	世に順じて死を示す。示寂、

進語は則ちこれはこれ声色に落つるの句というに過ぎざるのみ。洞山当機に処するに従つて問う所のこときんば、始めは則ち、無功の功、あにこれ那辺の人ならざらんと曰い、次いで則ち、如何なるかこれ迢然、いかなるかこれ迢然に非ざると曰う。空劫に人家なしの問い合わせては、則ち不識と曰い、また意旨ありやいなやと問わば、則ち、和尚何ぞ他に問わざると曰う。これみな堂奥の酬対、那辺より過ぎ来れるには非ずんば断じて一辞だに措く能わづ。ここを以つて知んぬ、最後に洞山に参ぜしとするは疑なきのことなるを。然らずんば世に、あに那辺より過ぎ来れる者ありて、鴻山の豎払放払の直截なる処において、返つて竟いに領略せざらんや。香巣の語に義路に循うを致すを以つて当機に大安の笑を失し、多番するも捷せず、明招が点破を待ちて、方にわずかに契悟せりと。嘆、これ果して洞山に見えし後のことなりや。況んや疎山の上堂に曰えるあり、咸通年已前に法身邊の事を会得し、咸通年已後法身向の事を会得せりと。⁽¹¹⁾ これ則ち疎山已におのずから参請の先後に鑿鑿然として易うべからざるの次序ありしなり。会元はただ一時の誤り、あに意これを溷するあらんや。

35 蝦子囁を洞山に受く。のち俗に閩川に混じ、日に江岸に沿いて蝦子を拾いて腹を充たし、夜は東山白馬廟⁽¹²⁾の紙錢中に宿ります。華巣静疑いて往いて之を探らんとし潛かに廟に入

進語	所見を申し述べる。
當機	相手の能力に応じて
無功之功	人為的な功果を絶した没

迢然	価値的な価値 はるか遠くに（超出する）
----	------------------------

堂奥酬対	仏法の究極のところでの うけ答え
那辺	未徹の境涯

豎払放払	払子を立て、払子を振る。
義路	言詮不及の境を指示せんとする 論理的な思考のすじみち

嘆	学人を警覚し、物を指示する時有る語、冷笑、否定の意
を含む	

鑿々然 明確なさま

蜦子 洞山の廟、京兆蜦子
紙錢 祭祀用の紙で作った錢
華巣静 華巣休静

る。夜その帰るを俟ちて、把住して問う。如何なるかこれ祖師西來の意。子遽かに答えて曰く、神前の酒台盤。静始め之を奇として曰く、虚ならず我と同根に生ると。

これけだし静の福州東山⁽¹³⁾の華嚴に住せし時の事、西安華州の華嚴⁽¹⁴⁾の時には非ず。而して旧録は京兆に作る。これ静京都に行化し子また之に隨うの句をもってこれを致せるのみ。曾つて「混俗閩川」の四字尤も拠るべしとなせしを知らず。況んや閩川と福州とは同じくこれ一塊の地、然れば靜行化の後京兆にあり、子これに隨うと雖も潛かに廟中に入りて試験せしは、実は福州の時の事、故に覗子は當に福州を以つて処を立すべし。まさに京兆を以つて立つべからず。甚だしきは太湖東洞庭白馬⁽¹⁵⁾を以つて覗子が蝦を拾いし処となすあり。尤も誤り甚し。

36泉州龜洋慧忠、本州仙遊陳氏の子、曹山下艸菴義の嗣たり。而るに伝灯は馬祖下に、乃ちまた一泉州慧忠を列す。これ重出なり。けだし馬祖の入滅は徳宗の戊辰にあり、艸菴の授受は僖宗年間にあり、遠く八十余年を隔つ。ここを以つて知んぬ、馬祖にその人なきは明かなることを。然も艸菴、慧忠は齒臘みな曹山に過ぎたり。けだし當時山林操道の士、抱負するところをもつて未だ輕易に上人の門戸を背わづ、曹山の法道の正なるを見て、乃ち之に就きたるのみ。ただ惜しむらくはそれ、先んずること曹山より十数年の前に逝を告

酒台盤 酒器を載せる四脚の台

京兆 ここでは陝西者西安市西北の

閩川 地閩江、福州を貫流する河。閩川、閩江ともに福州を指すと考えられる

一塊地 (同) 一個所

仙遊 福建省興化府仙遊県
陳氏 姓に因んで陳禪師と呼ばれた
といふ
戊辰 西紀七八八年
僖宗年間 八七四一八八八の間
齒臘 年齢と法臘
操道 仏道を身に体し、堅く保持する
曹山 本寂は九〇一に卒したとされているから、慧忠はこれに先立つこと十八となる

げ、甚だしく大いにその道を振わざりしを憾むべきとなすのみ

余、忠塔が龜洋無了塔東二百歩にあるを考え、了をば馬祖の嗣となす。姓は沈、いま泉人これを祀り、沈・陳二真身となす。伝灯は嗣法何人、何れの年代に居りしかを考えず、また二塔を以つて同祀すること宛然昆季（のごとし）。故に誤りてこれを列して馬祖の嗣となせし^{〔16〕}のみ。

〔37〕姚少師すでに灯錄に編入したれば則ち宜しく禪師をもつて称すべし。まさに俗に従うべからず^{〔17〕}。それ十四を以つて出家し、兵革により往いて徑山愚庵に参じ、尽く心髓を得るに及び、かつて普慶に出世し、天龍に遷る。自ら肖像に題するあり、みな衲僧透闇の語、拠とすべきなり。高僧の名を以つて選に応じて闕下に赴く、僧中の龍に非ずや。末に佐命の功を以つてするは、また忠心に出づ。即ち受爵を拝命す。これその勉強に出で己むを得ざりしこと、あにその志ならん。故に終身いまだかつて髪を蓄えず、妻を受けず、居を賜わるも常に布衲にて、身を律すること惟れ謹む。病篤かりし時、上その第に幸し後事を問う。師曰く、出家人また何の戀するところぞ。この七字に凜凜然として其身一禪師に終りしを観る。

禪灯を編むに何ぞ俗姓を以つて呼ぶに忍びんや。況んやその出世住院、前歴の考うべき

忠塔

無了塔の東にあるよりして、慧忠を東塔和尚と呼んだらしい

姚少師

獨庵道衍の俗姓、幼名は天禧、成祖より名を廣孝と賜う

徑山愚庵

智及、一三一一三七八の間在世

闕下

宮門の下、朝廷のこと

佐命

天命を受けた天子を佐げる。

受爵

建国の功業を補佐する爵位を受ける。道衍は正二品資善大夫太子少師兼提調僧錄司事に叙せられた

上云々 成祖は永樂十六年三月、慶寿に道衍を見舞つてゐる

ある者は本なり。佐命摂爵、後事にありて已むを得ざるに出づる者は迹なり。いまその本を棄てその迹に拘む、明眼家の著述する所となす所以には非⁽¹⁸⁾ず。

38 天界覺原曇は笑隱訴の嗣たり。訴は元の至正甲申に寂す。曇は至正壬辰を以つて牛首に出生し、乙未保寧に遷る。而るに旧録⁽¹⁹⁾は曇を以つて至順二十年の出世となす。これ訛りなり。文宗の至順は僅かに庚午、辛未、壬申の三歳のみ。何ぞ二十の年あらん。況んや章内に十六年王師建業を定むの数字あり、実拠なり。それ十六年とは至正丙申たり。正に明の太祖金陵を克め、集慶路を改めて應天府となせるの年なり。ここを以つて益々知る、至順二十年というは乃ち至正十二年の訛⁽²⁰⁾なることを。

39 雲蓋志元、覆船洪薦の二師はみな石霜諸の嗣なり。一は潭州に住し、一は福州に住す。伝燈諸録の載するところ歴歴として稽うべし。指月録は乃ち二人の語を以つて合収して一章となし、独り雲蓋のみ存し、覆船の法言示寂は則ち竟いに雲蓋の法言示寂と作す。その誤りかくの如きあり。弁ぜざるべけんや。余これ指月録を集めし者の誤には非ざるを詳にす。けだし当時繕写家一紙を失去せるのみ。故を以つて谷山藏、覆船薦の二人、みなその名を見ず。いまは指月の書格行数を以つて之を扣くに、一紙に恰好す。信に知んぬ失去せ

笑隱 晦機原熙の嗣大訴。一二八四

— 一三四四在世

至正壬辰

西紀一三五二年

牛首 保寧 江蘇省江寧府江寧縣南
江蘇省金陵城内飲虹橋南、鳳

乙未

西紀一三五五年

至順 台山保寧坊内にありし寺刹

至正丙申 西紀一三五六六年
一三三〇—一三三二の間

石霜諸 師 道吾円智の嗣慶諸。善会大
繕写家 編録書写に当った者

書格 書物の区切り

るの疑なきことを。

40 旧録⁽²²⁾は相州慧満を列して二祖可下旁出の第三人となすもこれ誤りなり。満は乃ち僧那の嗣、二祖下第二世の孫なり。伝灯の目録、慧満の上に少く「僧那復出七人」の六字を出だすを以つて、遂に正宗もまた相い沿うて誤りを成すことを致す。僧那の章中に拠れば、

師「門人慧満に謂つて曰く」の数字、及び「我いま汝等に付す」の語あり。灼として証となすべきなり。満は必ず僧那の嗣たること疑いなし。それ峴山等六人を列し満の嗣となすも、これ誤りて一世を以つて師資の両代となせしなり。慧満は寿七十、貞觀壬寅の雪夜にありて古墓の後方に宿りして寂し去りしなり。二祖の寂日と實に遠し。年曆をもつて之を考うるに、その嗣に非ざることまた明かなり。世譜を志する者に有りては宜しく之を知るべきなり。

41 薦福承古は西川の人、鄉選を以つて礼部に至るも、議論有司と合わず、怒りてその冠を裂く。志を得ずして遂に棄てて山水の遊をなせり。初め潭州の了山に客たりし時、大光敬その席に居る。古は髪を断ちて之に従い、出世の道を学びたり。ついで福嚴雅の室に入り、のち廬山に遊んで歐峰を経、宏覺塔院の閑静を愛で之に居らんことを求む。一時の叢

相州 僧那 河南省彰德府安陽県
俗姓は馬氏、相州に至り可の説法に会い、学士十人と出家、頭陀を行じた

灼 明かなさま

峴山 河南省汝寧府信陽州南七十里的それか

鄉選 鄕試、科挙の第一次試験
禮部 唐制では、礼樂、學校、儀式、

衣冠、符印、冊命等の事を典つた。後世の礼部の職掌もほぼこれによる

了山 僧宝伝は了山を作る
大光敬 長沙府劉陽縣東北九十里
建中統灯、苑仲淹の疏、統

指月等は大光敬玄を作る。敬玄

は居誨の嗣
福嚴雅 洞山守初の嗣、良雅

欧峰 江西省潯陽道永修県、建昌県
西南三十里、欧山、雲居山ともいう

宏覺塔 雲居道膺の塔所

林号して古塔主となす。宋の仁宗慶曆乙酉に寂す。初め芝山に説法し、乃ち法を雲門偃に嗣ぐ。⁽²⁴⁾ ああ雲門の寂は後漢の乾祐己酉にあり、それ薦福に住せし年は景祐丁丑たるにより、入滅の年は慶曆乙酉にあり。これすでに雲門を去る九十七年にして往けりとなり。雲門の面においては且く識らず、況んやいわゆる嗣法をや。それ既に福嚴の室に入りたれば、則ち已に雲門の孫となりたるなり。而して出世弁香は乃ち公然と雲門の為に焼く。⁽²⁵⁾ 駕して福嚴の上を尊とし、師翁洞山初の班と昆弟たらんとす。名を僭り分を犯し、倫礼を滅裂す。世教を以つて之を言うも、且く口を礙うこととなす。況んや法門に属するをや。

これ実に桑門中の罪人なり。即ち雲門をして再世せしめば、また未だ必ずや録して嗣と為すを肯わざらん。故に伝法正宗記には載せざりき。いま大統が仍ち收むるは会元続灯之を列すること既に久しきを以つての故に姑く之を存し、以つて公を持する者の削を待たんとなり。

42 天台韶は宋の開宝壬申に寂す。寿八十二。これ唐の昭宗大順辛亥に生れ、臘は六十五。十八納戒といふ。その年は正に後梁の開平戊辰にあり。納戒の後、己巳、庚午の間に遽かに投子に参ずることこれあり。投子は乾化甲戌に寂し、龍牙は後唐の同光元年癸未に寂せり。癸未より甲戌に去るは十年を越ゆ。而して旧録には韶は後唐の同光中、首め投子に謁

開宝壬申	西紀九七二年
昭宗	西紀八八八一九〇四の間 在位
大順辛亥	西紀八九一年
開平戊辰	西紀九〇八年
己巳庚午	西紀九〇九年一〇
投子	翠微無学の嗣、八一九一九一 四在世
乾化甲戌	西紀九一四年
龍牙	洞山良价の嗣居遁、八三五一 九二三
同光元年	西紀九二三年

芝山	饒州府鄱陽県北一里の地、饒州府城外芝山南麓の地に芝山寺、別称南天王寺あり。承古は景祐四年、知郡待制范公に迎えられ、ここに説法す
乾祐己酉	西紀九四九年
景祐丁丑	西紀一〇三七年
慶曆乙酉	西紀一〇四五六年
薦福寺	鄱陽県東三里、薦福山中にあり

し、次いで龍牙に謁すと云う。安んぞこの事あらん。⁽²⁶⁾まさに後梁の開平の末、首め投子に参ずと云うが乃ち順たるべし。

43 百丈海の上堂に曰く。咽喉脣吻を併却し、速かに道い将ち来れ。鴻山曰く、却つて請う和尚道え。丈曰く、汝に向つて道うを辞さざるも、已後わが兒孫を喪わんことを恐る。五峰曰く、和尚もまた須く併却すべし。丈曰く、人なき処研額して汝を望まん。雲巖曰く、曇巖道う処あり、請う和尚拳せんことを。丈曰く、咽喉脣吻を併却し、速かに道い将ち来れ。巖曰く、和尚いまあり、丈曰く、われ兒孫を喪わん。⁽²⁷⁾

本録はかくの如し。後人録して鴻山、五峰、雲巖侍立するの次いで云々となす。鴻山は惡を推して己を離れ、五峰は矛に即して盾を刺す。父子当機両つながらなお可事なるがごとし。独り雲巖が一縱一奪、大いに機關あり。五峰、鴻山と雷同して并び論すべき者には非ず。而るに会元乃ち、某甲道う処あり請う和尚拳せんことを、の数語を削去し、易うるに「又問雲巖」の四字とせるのみ。また「巖曰和尚今有也」を易えて「和尚有也末」となす。ああ、それ雲巖に屈するや、甚だしと道うべきかな。即ち文氣の論を以つてするもまた銷会するに難きあり。咽喉脣吻を併却して速かに道い将ち来れというが如きんば、乃ち対うるに和尚ありや未だしやを以つてするは、通か、不通か。請う試みに檢看せよ。雪蠻

咽喉脣吻 音声言語を発する器官としての口唇
併却 除き去つてしまふ。仕末する
研額 頸を打つ。叩頭というに同じ
五峰 百丈の嗣、瑞州五峰常観

一縱一奪 放つのと奪うのと
雷同 漫りに他人の説に同意する

文氣 文辞のおもむき
銷會 疑を解き明かしさどる

の頌に「有也未」の三字を用うと雖も、また弁なきを得ず。

有也未 碧巖七十二則、本則に雪賣
が付した頌に見える

44 青州辨塔記自叙、政和の間、襄州の鹿門自覺に参ず。記前の後、覺は芙蓉楷に見えしむ。道に鄧州を経て丹霞誦に謁するを得、宣和の間、青州の天寧に出住し、次いで華嚴（寿即万）を補い、晩に仰山に遷り、天眷庚申また万寿を領す。皇統九年臘八親しく塔記を書し、十二亥の刻に示寂せり。

皇統乃ち金氏の年号を考うるに、九年は正に南宋の高宗紹興十九年己巳。二十一年辛未は即ち丹霞の子真歇示寂の年なり。いまこれ青州を以つて真歇六世の孫となす。これ説なしと為すことを得ず。真歇は天童珏を出だし、珏は雪賣鑑を出だす。鑑は光宗の紹熙壬子に寂せり。壬子より辛未に遡るに未だ四十一年を越えず、而して鑑は天童淨を出だす。これを青原十六世となす。芙蓉においては六たび世系を越ゆ。芙蓉は宋の徽宗重和戊戌に寂す。八十余年の遠きあり。寧宗朝の天童淨を以つて数代を前んずる徽宗朝鹿門覺の師となすは可なりや。続略は、ただ会元が青原を収めて十六世に止め、鹿門覺、即ち芙蓉下の淨因自覺なるを考えざるに拠り、遂に鹿門をもつて続けて青原十七世（とし）天童淨に嗣ぐとなし、竟いに芙蓉の嗣伯仲并びに五世の裔を伝うるを以つて、接して一脈十世の祖となせるを知る。その誤り従つて未だかくのときの甚だしき者あらず。殊に知らず鹿門丹

皇統九年	西紀一一四九、金の熙宗	政和	西紀一一一一一一一七の間
の代		襄州	湖廣襄陽府
丹霞淳	芙蓉楷の嗣、一一九年寂	鄧州	河南南陽府
宣和	西紀一一一九一一二五の間	天眷庚申	西紀一一四〇、金の熙宗
の代		の代	
紹興十九	西紀一一四九、南宋、高	皇統九年	西紀一一九二年
宗の代		の代	
真歇	丹霞淳の嗣清了、一一九一	辛未	西紀一一九一年
	一一五三在世とする説と一一八	重和戊戌	西紀一一八年
	八一一五一とするものとがあ	在位	
	る	徽宗	西紀一一九四一一二二四の間
伯仲	兄と弟	在位	
丹霞淳	子淳以下の法灯相承の次第		
	および各師の生卒年については		
補註	参照		

霞は同じく芙蓉の門に出で、丹霞は真歇了を出だし、了は天童珏を出だし、珏は雪竇鑑を出だし、鑑は天童淨を出だし、一派の刹を建て法を弘むる、みな浙地にありしことを。⁽²⁸⁾ 而も鹿門覺なる者は即ち淨因自覺なり。覺は青州弁を出だし、弁は大明宝を出だし、宝は王山体を出だし、体は雪巖滿を出だす。一派の建刹弘法はみな北地に在り。乃ち会元は丹霞の一派を收めて天童淨に至り、而も鹿門一派に及ばざりしもの、けだし濟大川、靈隱に住せしは當に南宋紹定の時に當る。その收むるところ僅かに宋家の所管の地、見るべく、聞くべきもののみ。乃ち燕、秦、齊、晉の地のごときは俱に金・元に屬せしなり。まさに両両玄黃の際、聞見の及ばざりしなるべし。故に淨因自覺一派においては未だ收録するに及ばず、抑々また宋地に居りて著述せし者なれば、即ち知聞また敢えて及ぶところあらざりしのみ。茲には青州自ら法を鹿門に得たりと叙べ、門、芙蓉に礼見せしむの数語に拋れば、則ち鹿門が芙蓉の嗣たること想うべきなり。況んや会元は芙蓉下にはもと淨因自覺一人のみあり（とし）芙蓉の在りし日、崇寧の間において淨因に開法せるを載せ、統略に覺が政和の間鹿門に住せるを紀するは、正に青州の所叙と合す。けだし崇寧・政和上下十年間・淨因自覺、鹿門自覺先後して住持すと、もとは一人なるは疑なし。⁽²⁹⁾ 而して所謂天童淨なる者、丹霞一派より出づと雖も、芙蓉を去ること六世を差つ。寧・光・孝・高・欽・徽六主を経、八十余年の遠きあり。もし鹿門を以つて淨の嗣と為さば、青州は淨の孫

濟大川	浙翁琰の嗣、一一七九—
紹定	西紀一二二八—一二三三の間
燕	春秋戦国時代、河北、熱河、遼寧地方を領有した国
秦	同じ時、陝西省方面を領した
齊	同時代に山東省一帯を支配した
晉	同じ頃山西省太原を中心とした一円の地を制した大国
玄黃之際	天地の涯際
知聞	知識見聞
崇寧	西紀一一〇二—一一〇六の間
寧宗	前掲
光宗	西紀一一八九—一一九四の間
孝宗	在位
高宗	一一六二—一一八九在位
欽宗	一一二七—一一六二在位
徽宗	一一二五—一一七在位
前掲	

となる。塔記の所叙の如きに拠れば、あに淨下所出の孫なお能く上八世の祖、芙蓉に礼見せん。即ち雪竇鑑が寂せる日は、すでに芙蓉の寂日を去る七十四年の遠きなり。況んや鑑が出だす所の天童淨、年を歴したことまたそれ幾ばくなるやを知らざるにや。須く知るべし、それ芙蓉に礼見するを得し者は、乃ち芙蓉二世の孫なり。二世の孫を以つて始めて親しく顔色を承くるを得、雲・仍の比には非ず、況んや寂日を以つて青州を較ぶるに芙蓉を去ること三十一年に過ぎざるのみ。青州芙蓉の孫たるまた何の疑う所ぞ。また青州の子、甘泉(30)通の碑に拠るに云く、真堂靈塔輪を成するの次いで宝公に住持たらんことを請う。貞元三年宝老俄かに滻陽の行あり。滻陽はけだし大明宝晩年所居の地ならん。貞元三年とは即ち宋の紹興二十五年乙亥なり。青州の寂日を去る七年、真歇の寂日を去るただ五年なるのみ。則ち鹿門が芙蓉の子たり、青州が芙蓉の孫たるまた的拠なり。然れば則ち統略の紀するところ、その誤りたるや甚のまた甚なる者なり。

それ世間の事、果して年深くして漫滅し、典籍出載なくして稽考すべからざるは、固より必ずしも尽くその非を責むるにあらず、また疑を伝うるに倣うことありしのみ。いま碑記及び年代世数の考うべきあり。考えて明かにその誤りなるを知る。これ宜しく改正するに急に以つてその非を補うべきなり。乃ち謬伝之を習うこと久しければ、恐らくは異議に渉らん。輒ち心を忍びて之を不聞に附し、直に斬然として之を清白に与せしめず、なお疑

雲仍

自ら数えて七代の孫を仍、八代の孫を雲孫という。遠い子孫の意

甘泉通

弁を承けて仰山に繼席、大定五年甘泉に住す

真堂靈塔

河南省彰徳府磁州山東省青州

滻陽

河南省彰徳府磁州

貞元三年

金の海陵王の代、西紀一五一九年に当る

紹興二十五

南宋高宗の代、貞元三

的拠

確かな証拠

漫滅

文字などが薄れて分明を欠く

不聞

関与しない

疑案

疑わしい事件

軒然

すっぱりと

案を存せば後賢相い襲うて誤を以つて誤に沿うるを致す。罪あに帰するなけん。ここにおいて犯忌を顧みず、直述すること左の如し。わが罪を知るは我、一たびただ之を聽け。

犯忌 禁忌にふれる

45 海舟普慈、蘇の常熟錢氏の子なる者は、万峰蔚の子たり。明の景泰庚午に寂す。蔚の寂は洪武辛酉にあり。師資の示寂相い去ること六十九年の遠きありと雖も、海舟の世寿は九

十有六、蔚の寂時においては實に二十七歳⁽³¹⁾、それ万峰の記を受けしこあるは信に疑うべきなし。況んや万峰錄中に海舟に付するの法偈あり。沈貫、万峰の塔銘を作り叙するとこ⁽³²⁾ろまた甚だ詳なり。而して海舟下三世の孫、無聞聰が客牕夜話に從上源流を叙して曰く、

臨濟より高峰に至る十有八傳、高峰は中峰本を出だし、本は千巖長を出だし、長は万峰蔚を出だし、蔚は海舟慈を出だし、慈は宝峰瑄を出だし、瑄は天奇瑞を出だす云々と。⁽³³⁾無聞

の子笑巖寶はまた海舟四世の孫、その聯芳偈に自ら叙して曰えるあり、不肖上は迦葉六十

三世の元祖を承け、下は曹谿三十一葉の真孫を繼ぐと。また笑巖の子三際廣通、巖北集に叙して曰く、師は絶学老人不伝の旨を得、臨濟二十六代の祖を望む云々と。⁽³⁴⁾この親孫父子

の言、指を屈するに世数みないわゆる宝藏、東明を源流中の祖となすなし。但だ知る海舟普慈、上は万峰時蔚の子たり、下は宝峰明瑄の師たり、中は宝藏普持と同門なりしことを。これ極明極顯の事、固よりも疑いを致すべきものなし。独り古溪澄が海舟を祭る文

常熟 江南蘇州府常熟県
景泰庚午 西紀一四五〇年
洪武辛酉 西紀一三八一年

沈貫 浙江苕溪花城の隱士、万峰の
爐鍊につき参考し開悟

不肖 謙遜の意を表わす自称
巖北集 正名錄に『笑巖北集』と記す

に、高峰七世の灯を続くの語あり。人遂に普慈の同門宝蔵普持と、持の子東明慧山とを以つて、源流中に挿入し、二代を増添せり。⁽³⁷⁾ 東明下別に一海舟永慈、乃ち上普慈の姪孫あるを考へず、無聞、笑巖、広通公孫父子が親口の所叙と反するを致す。なんぞ三代の家譜鑒々として拠るべく、妄誕無稽の者の比に非ざらん。況んや無聞は即ち宝峰明瑄の孫、笑巖は即ち明瑄の曾孫、公孫三代僅か百年の間、安んぞ得て便ち明瑄の海舟普慈に出で、普慈の万峰時蔚に出づるものなるを知らざらん。正に天童悟は乃ち笑巖の孫、五峰学はただ笑巖の曾孫、公孫三代また僅かに百年間の事、安んぞ得て笑巖の無聞明聰に出で、明聰の天奇本瑞に出づるなるを知らざらん。且つその師承印記銘伝の昭昭たる、これ信すべからず、拠るべからずんば、則ち何人の言か始めて信拠すべけん。ここに宝蔵・東明源流中の畳出たること疑いなきを知る。乃ち古溪の祭文のこときは、則ちまた説くことこれあり。

静菴素が叙する所の聯芳図に曰く、西天四七東土二三より以つて万峰蔚、宝蔵持、東明都余氏の子、上は宝蔵の嫡孫たり、下は雲溪の先子、静菴素の大父、天奇瑞と伯仲の昆季たり。古溪が祭文はこの海舟を祭りしものなり。⁽³⁸⁾ 故に高峰七世の灯を続くといえり。古溪は金陵の高座寺に住せり、翼善と隣す。東明のごときは則ち遠く千里を隔つ。古溪の寂は成化癸巳、永慈の寂日を去る僅か八年、普慈の寂日を去るが如きんば則ち相い去る二十四

高峰 明瑄は南京神策門外に在つた
高峰寺に住したが、ここでは高
翼善 江蘇省江寧県東南三十里、東
山にあり
東明 浙江省杭州府の西北安溪にあ
り、大遮山の前に位置す

年なり。且つ古渓は乃ち楚山琦の嗣、普慈を望むに四世を差つ、天順の間に始めて高座に住せり。普慈遷化して久し。万峰下の海舟を祭るに非ざること明かなる甚だし。笑巖所叙の源流に聞くなし。益々其に徴して妄ならずとなす。それ宝峰の明瑄と東明の慧昌とはみな万峰の嫡孫、またなお五峰学、林臯豫の禹門におけるがごとき、みな嫡孫なり。それ天奇を以つて永慈三世の孫となすは是に非ず。天奇と永慈とは實に叔伯の弟兄なり。それ海舟の兩人たる疑なし。いま永慈、成化丙戌に寂せる者は、正に東明下の海舟、宝藏の一派たり。無聞、笑巖の祖とする所の万峰下の海舟、景泰庚午に寂せる者に非ざるは、明のまた明なるものなり。これただに無聞、笑巖、廣通公孫三代の叙するところに徴するに妄ならざるのみにあらず。古渓、静菴の所叙もみな妄ならず。信に知んぬ前人の下筆もと自ら拠ありしことを。これ今人考せざるによるのみ。一は曾つて東明に見え、便ち東明の席を繼ぐとなす。宝峰明瑄を出だし、瑄は天奇瑞を出だす。一は囁を東明に受け、金陵の翼善に住すとなす。玉峰智瑄、雲溪智瑛を出だし、瑛は静菴素を出だし廬山の天池に住す。⁽³⁹⁾ これみな確確然として拠る所あるもの、情真理當また何のいう所ぞ。而も世になお外に滞る人の言、伝久の習を執り、一己の短を護り、反つて肯んじて聰寶二祖及び廣通公孫三代所定の家譜を遵信せず、甘んじてその誤りに従い、訛を以つて訛に伝うるあるは惜しいかな。

高座寺 もと石子岡東にあり、陳代、聚寶門外一里半の地に遷る。雨花台梅岡上。甘露井あり。これに因んで甘露寺、別に尸黎密寺と称した

禹門 江蘇省常州府荊溪県西南七里、竜池山上に禹門禪院あり。幻有正伝かつてこれに住す。これにより正伝を禹門といふ。五峰、林臯はその法孫

廣通 笑巖宝の嗣、三際通、五台瑞峰、台州東台に住す。一五六六年二六の間 在世
前人 無聞聰、笑巖宝、古溪澄、靜菴素の諸師を指す。
今人 とくに宝藏、東明二代を増入した法燈の譜を立てる者について

情真理當 人情、道理ともに正しく、すじみちが通つてゐる
一己 自分ひとり

46 河南天寧禱、蔡州宋氏の子⁽⁴⁰⁾、初め韶山に住し、次いで天寧、丹霞に遷る。宋の徽宗宣和五年癸卯九月四日、忽ち主事を召し、楮囊を以つて分つて四となし、衆僧、童行、常住に各一を津寄せしむ。既にしてまた曰く、丹霞にこの公案あり、從来推倒し扶起す。今朝普く諸人に示す、且く道え、是れはこのなんぞ。左右を顧みて曰く、会すや。曰く不会。師曰く、偉なるかな大丈夫、末後の句を会せずとは。遂に寝に就き右脇にして化す。これ本伝なり。而して会元、政和に作るは非なり。⁽⁴¹⁾けだし誦は天寧より來りて子諄に丹霞の席を繼ぐ。子諄は宣和元年己亥に寂す。而して政和五年はまさに子諄が丹霞に住持たりし時、誦は方に事を天寧に蒞む。何ぞ遽かに示寂の事があらん。乃ち指月錄考せず、また誤りて東京淨因自覺の事となす。覺は崇寧の間淨因に住し、政和の間鹿門に住し、政和七年丁酉に示寂せり。何ぞかつて丹霞に住せしことあらん。

47 棠城洪印⁽⁴²⁾は幼にして雪峰瑞を師とし、次いで無際、月溪に參ず。而るに楚山琦の曰く、印は本師が世を去りしにより未だ印可を獲ず、遠く東山を扣く、予その理見精明、操履真実、以つて西禪の宗風を繼ぐべきなるを勘え、乃ち囁するに偈を以つてす。東山の心印親しく之を伝うるを得たりの句あり。⁽⁴³⁾これに拠るに實に楚山の嗣なり。而るに統略諸書收め

丹霞 鄭州丹霞とも南陽丹霞とも書す。河南省南陽府南召縣西北三十里、三鶴路中、山上に棲霞寺あり

宣和五年 西紀一一三四年

楮囊

紙製の袋

未得度の童子行者

童行 推倒扶起 人を奪うと扶け起こすこと。掃蕩門と建立門

子淳

四川劍州の人、俗姓賈氏、玉泉芳に参じ、芙蓉楷に嗣ぐ。一

政和

一一九示寂 宋の徽宗の代、西紀一一二一

月溪

一一一八の間 のぞむ

崇寧

一一〇二一一 東京即ち開封の十方淨因禪院

淨因

一一六の間

古拙俊の嗣、東林明悟

無際悟の嗣、月溪澄、洪印の

月溪

無際悟の嗣、月溪澄、洪印の

理見

真如の理とそれをさとること

操履

生きる姿勢と行動

西禪

重慶府綦江縣東南四十里にあ

り

て雪峰下に入る。西禪の宗風を継ぐべしの語に惑いしを以つての故のみ。いま且く之に仍る。

48 青原二世に石樓あり。問う、僧近離いすれの処ぞと。曰く漢国。樓曰く、漢國の天子もまた仏法を重んずるやいなや。曰く、苦なるかな。頼いに某甲に問著するに值う。別人に問著せば則ち禍生ぜんの一則の語、伝灯、会元に載せて久し。乃ち指月は石樓の章に載せ、また重ねて之を棗樹二世の章に載す。⁽⁴⁴⁾ 諸方の挙古の者、考せずして重出し、みな以つて棗樹の事となすを致す。⁽⁴⁵⁾ 即ちわが彙集、摘珠に、當時ただ諸方の拈語頌語に拠りて収めたるも、未だ考清に及ばず、遂に一時の失を成せり。茲にとくに之を削る。仍つて伝灯、会元の本録の如し。

49 石頭自回、東川合州⁽⁴⁸⁾の人、世々石工たり。成都の南堂靜に従つて勘破婆の話に参じて省あり。釣魚山に帰り、護國院を建て開法弘道せり。故に続伝灯は合州を以つて処を立す。灼として所拠あり。乃ち会元が台州と作すはこれ刻写家の誤りて、合を以つて台と作せしにあるのみ。

石樓 石頭希遷の嗣、汾州石樓。山西汾州石樓県東南六十里に石樓山あり。

漢國天子 五灯嚴統は漢國主人を作れる。漢國については補註参照。

棗樹二世 黃龍晦機の嗣、嚴統は棗樹二世の条にこの一則の話を収めず。『擊節錄』第十三則、棗

摘珠 樹漢國参照。正源略集、洞上祖憲錄に淨符の著書として頌古摘珠を挙げる。

南堂靜 五祖演の嗣、一〇六五一
一三五の間在世。大隨元靜

勘破婆 勘破婆子、無門閑三一則

釣魚山 四川省重慶府合州の東、江

を隔てる五里の地にあり、輿地紀勝は十五里とす

灼

明白なさま

50 径山の月江宗淨、金華蘭谿の人。正統壬戌に寂す。雙林の正菴闇に嗣ぐ。闇は靈隱の性原朗に嗣ぐ。朗は洪武丙寅に寂す。丙寅より壬戌に去る五十七年に過ぎず。公孫相い去ること遠からず。月江が正菴の子たること疑いなし。而して存稿は乃ちまた一月江宗淨を、靈隱の悦堂祖闇の下に列す。⁽⁴⁹⁾ 生縁、参請、出住より以つて臨寂に至るまで、みな甚だしく相異せず。これ訛なり。それ悦堂は元の至大己酉に寂す。至大己酉より明の正統壬戌に至るは一百三十四年を越ゆ。あに父子の間の歳月、相い去りて反つて遠く公孫の歳月に倍せんや。況んや月江の世寿僅かに六十有七たりしにてや。これ則ち悦堂の寂時に、月江なお未だ投胎せず。而して之を綴ぎて悦堂の嗣となすは可なるや。

51 能仁の天隱円至禪師⁽⁵²⁾は高安の人、十九仰山により剃染、至元、元貞の間、建昌の能仁に出生し、大德戊戌廬山に卒す。寿四十三⁽⁵³⁾、臘二十四、雪巖の慧朗欽公の嗣となす。紫陽の方回万里、少師姚廣孝の二公、かつてその錄を弁じ、序するところ甚だ詳なり。而るに統灯諸書みな錄を失す。あに牧潛集⁽⁵⁴⁾なお塵土の中に埋むべけんや。茲にとくに表して之を出だす。

雙林 潼州雙林と書す。浙江省金華府義烏県南二十五里、雲黃山下にあり、旧称宝林寺
靈隱 浙江省杭州府杭縣西十余里、武林山にある名刹
丙寅 西紀一三八六年
悦堂祖闇 一二三四一一三〇八の間
壬戌 在世 西紀一四四二年
至大己酉 西紀一三〇九。悦堂の示寂はその前年。補註参照

高安 江西省瑞州府高安県
仰山 江西省袁州府宜春県南六十里。ここでは雪巖祖欽を指す
能仁 建昌府広豊県西南崇善郷にあり
大德戊戌 西紀一二九八年
慧朗 祖欽の字が慧朗であること
紫陽 陝西省漢中府興安州紫陽県
姚廣孝 万里については不詳
か。愚庵智及の嗣、独庵道衍

り、頭、馬祖の処において大悟すと。⁽⁵⁵⁾ これ訛言なり。馬祖の開法は何れの時、石頭の開法は何れの時ぞ。石頭幼にして便ち然諾を能くし自ら許す。曹谿に投じて沙弥となり六祖に侍す。唐の玄宗開元癸丑、たまたま祖示寂す。頭は命を稟けて思を尋ね、遂にその年、青原に参す。最初相見の機語に、即ち曰えるあり、未だ曹溪に到らざるもまた失せず。⁽⁵⁶⁾ 不到なるがごときんば、争でか不失の語を知るに至らんと。この時の酬対を観るに、何等敏捷なる。その時馬祖は年まさに五歳なりしのみ。また一日、原、書を南嶽に馳せしむ。⁽⁵⁷⁾ それ南嶽作家と相見、またこれ何等の語ぞ。青原、開元の庚辰に寂し、南嶽、天宝の甲申に寂せしなるを考えれば、この馳書の日は開元の中年にあり、馬祖は方に定を衡山に習う。時に讓公に遇うに逮び、のち代宗の大曆中に始めて名を鍾陵に隸す。馬祖が石頭に開法せるは、馳書の日を相い去る四十余年の遠きなり。則ち青原が示寂の日、馬祖なお未だ院事を領せず。況んや馳書已前、石頭に之きしをや。而るに原、馬祖に見えしめ始めて大悟すと然るや否や。これ弁を待たずして信にその妄捏なること甚しきを知る。且く石頭、馬祖が未だ院を領せざる前の天宝の初、すでに出でて衡山に住したり。諸灯録に載せたる歴歴として考すべし。乃ち幻寄⁽⁵⁸⁾はこの無稽の言をなして禪典に挿入せり。その謬妄勝げて言うべきんや。

訛言 でたらめ、いつわりの言
然諾 請け合う、承諾するの意。伝
灯録には「既にして冠し、然諾
自ら許す」とあり、諾して忤う
ことをしない人であつたらしい

開元癸丑 西紀七一三年
開元庚辰 西紀七四〇年
天宝甲申 西紀七四四年
馳書 青原鉗斧の公案参照、伝灯録
衡山 湖南省衡州府衡山县西北三十
里にあり、馬祖は衡嶽伝法院に
習定したという。伝灯録、卷六
大曆中 七六六—七七九の間、大曆
四年の事であるという

五、青原行思の条
妄捏 でっちあげ
歴歴 明らかなさま
無稽 根拠のない

53 三祖僧璨の章に云く、北周に属す建徳六年甲午⁽⁵⁹⁾、武帝仏・道の教を廃す。祖は太湖、司空の間を往来し、居に定処なし云々と。会元、指月みな後周と作せるは訛りなり。後周は宋の建隆の前にあり、北周の建徳は陳の宣帝大建の初めにあり、相い去る三百八十余年。一字の訛り、それ年代の差かくのごとし。諸を慎まざるべけん。

54 藏叟珍⁽⁶⁰⁾は宋の光宗紹熙甲寅に生れ、端宗の景炎丁丑に寂す。上は妙峰善の子たり、下は元叟端の師たり。元叟は元の至正元年辛巳に寂し、妙峰の寂は宋の理宗端平二年乙未にあり。乙未より辛巳に至る僅かに一百零六年、公孫三代信に疑いなし。乃ち増集続伝灯は、珍、宋の紹興甲寅に生れ、嘉定丁丑に示寂すと載す⁽⁶¹⁾。これ訛りなり。けだし誤りて紹熙を以って紹興となせし故なるのみ。既に誤りて紹興となし、寿年八十三にして寂すとなれば寂年は自ら応に嘉定丁丑となすべし。かくのこときは則ち珍の寂、反って妙峰遷化十八年の前にあり。元叟の遷化を去る竟いに一百二十四年を差つ。元叟の寿僅かに八十七、如何んが紹を接し来るを得ん。

55 襄州広徳義は万銅山⁽⁶²⁾の第一世たり。青林師虔に嗣ぐ。石門蘊の輩と同門にして、乃ち洞山の三世の孫なり。義は三人を出だす。曰く延、広徳第二世たり。曰く周、広徳第三代たり。

『祖燈辨訛』考釈 二（長谷部）

北周 南北朝時代、中国北西部に存

立した王朝。五五七—五八一の間

建徳 五七二—五七八の間。建徳六年は丁酉で、甲午ではない。五代、華北に建国した。九五〇—九六〇の間存続

後周 宣帝 ○一九六〇の間存続
南朝陳、第四代の皇帝、名は頃、五六九—五八二在位

藏叟珍 氏、泉州南安県の人、俗姓呂氏、徑山第四十一代の席を襲う
至正辛巳 紹熙甲寅 西紀一三四一
端平乙未 西紀一二三五
紹興甲寅 西紀一一三四
嘉定丁丑 西紀一二一七

接紹 つながりうけつぐ

青林師虔 杭州の人、俗姓陳氏。洞山の嗣⁽⁶³⁾。九〇四卒

山价の嗣、九〇四卒

り。曰く上泉、荊州延の章中に在り。明かに。初め、先に廣徳義和尚に謁すと載せたり。而るに会元、指月はみな伝灯に本づかず、但、先に廣徳に謁すと曰えるのみ。且つ延を以つて義と為せり。⁽⁶³⁾ 而して指月の目録また義は延に嗣ぎ、延は曹山に嗣ぐと註す。その錯亂かくの如し。荊州延の章中に在り。明かに初め、先に廣徳和尚に謁すと載せたり。

⁵⁶ 旧録に誌公伝えて南嶽慧思に語りし、何ぞ下山して教化せざるの一段の語あり。これ訛りなり。伝灯を按するに、慧思の寂は陳の宣帝大建九年丁酉にあり、世寿六十二なれば則ち生れは梁の天監十三年甲午に當る。⁽⁶⁴⁾ 誌公はその年の十二月に示寂せり。これ慧まさに母胎を出でんとす、何ぞ此の三世の諸仏に、われ一口に呑み尽されるの語あらん。此の語を考うるに僅かに会元に出づ。而して伝灯には實に無し。ただ綱目が一老宿、語を慧思に伝えしとなすは始めて理ありとす。⁽⁶⁵⁾

⁵⁷ 武帝、善慧大士に經を講せんことを請う。土座に陞り、尺を揮うこと一下して便ち下座す。帝領せず、誌公に持問せり。公曰く、大士講經竟りぬと。これ訛りなり。⁽⁶⁶⁾ 大士齊の建武丁丑に生れ、中大通壬子書を武帝に致し、次年癸丑詔に金陵に赴き、大同己未再び都に入りしに拠り、講經揮尺の語は必ずその時なるや疑いなし。⁽⁶⁷⁾ 誌公の寂は天監甲午にあり、

上泉 荆州上泉院古禪師

旧録 指月録卷二、慧思伝中に、この一段の語を収める

大建九年 西紀五七七年。統高僧伝
他、大は太に作る

天監十三年 西紀五一四年

誌公 宝誌のこと。金陵の人、俗姓朱氏、四一八—五一四の間在世

善慧 婁州義烏県の人、俗姓は傅、名は翕。四九七—五六九の間在世

武帝 梁の武帝を指す。五〇二—五

大士講經竟 碧巖錄、第六十七則、
傳大士請經竟

建武丁丑 西紀四五七年
中大通壬子 西紀五三九年
揮尺 音声を発する木製の具。笏と

みる向きもある。碧巖は揮案一下、会元には以尺揮按一下とある

天監甲午 西紀五一四年

すでに化し去りて二十余年、何ぞまた誌公の世に在ることあらん。これ必ずや当時の名宿、また武帝がかつて尊信せし者所対の語と為せるのみ。誌公において何ぞ預らん。⁽⁶⁸⁾

58 青原思の章、思幼歳出家し、群居して道を論ずるに、師ただ黙然たり。六祖が曹溪に開法すと聞き、往いてこれに参じ相見して、不落階級、師首に居る等の語ありと紀す。⁽⁶⁹⁾ 而るに参見受法住院の年月、世寿と僧臘と則ちみな未だ載せず。⁽⁷⁰⁾ 僅かに示寂の年月を載せたるのみ。乃ち綱目は妄りに思が祖に参するを以つて、則天の晩年長安辛丑にありとし、首衆を中宗景龍丁未にありとし、この後乃ち青原に住せりと。按するに六祖の開法は、唐の高宗儀鳳元年丙子にあり。開法すと聞いて往いて参ずと云えれば、則ち思が参祖の年は定んで高宗の時にあること疑いなし。⁽⁷¹⁾ けだし未だ久しからざるに祖、汝まさに一方に化を分つべしの語ありしを以つての故に、即ち回りて青原に住すと。これ皆諸典籍に載せ拠るべきなり。いま綱目、伝灯会元及び青原山誌外を除くと。敢えて問わん、何れの書より採りしやを。

59 南嶽讓は唐の高宗儀鳳二年丁丑に生る。十五出家と云えれば則ちまさに則天の天授二年辛卯なるべし。また五年通天丙申に納戒せり。玄宗の先天二年癸丑、六祖の寂後南嶽に出

不落階級 空谷集、虚堂集、第一則
青原階級

長安辛丑 西紀七〇一、中宗の嗣聖
景龍丁未 西紀七〇七年
十八年

儀鳳丙子 西紀六七六年

儀鳳二年 西紀六七七年
天授二年 西紀六九一年
通天丙申 西紀六九六年。万歳通天
先天二年 西紀七一三年
元年

住し、天宝三年甲申示寂せり。伝灯、会元、指月の紀するところみな異ならず。⁽⁷²⁾ 而るに綱目は乃ち突として天冊元年乙未、六祖法を懷讓に伝うというは誤りなり。⁽⁷³⁾ 伝を按するに、祖が什麼物か恁麼來と問うに、讓対えなし。八載を経て始めて対えて曰く、説似一物即不中と、契合して始終執侍する一十五秋なりしと。然れば南嶽に住せしは既に癸丑にあり。則ち開悟契合は癸丑より上聖暦己亥に遡る恰として一十五年、八載を経るに及んで始めて契合す、と云えれば則ち契合の日はまさに神龍丙午にあること疑いなし。これ南嶽祖より伝法の日、年すでに三十歳にありしなり。綱目が云うところの乙未伝法のごときは、恐らく未だ必ずしも真ならず。けだし契合の後なお執侍すること一十五秋の言と合せざればなり。

60 馬祖は唐の徳宗貞元四年戊辰に寂す。⁽⁷⁴⁾ 寿八十、臘六十、玄宗の開元中、定を南嶽に習い、譲公に遇いて授くるに心印を以つてせらる。大曆中名を開元精舎に隸す。これ伝灯の叙するところ最も切実となすものなり。会元、指月俱に脇合して異詞なし。それ寿八十と云えれば則ち生れは中宗の景龍三年己酉にあり、開元中衡嶽に習定すといい、開元はともに二十九年なれば、則ち密に心印を受けしはまさに開元壬申・癸酉の間にあらん。而るに綱目は開元二年甲寅を以つて譲、馬祖に伝法すと為す。これ訛りなり。景龍己酉より甲寅

天寶三年 西紀七四四年
天冊元年 西紀六九五年、天冊万歳

癸丑 西紀七一三年。前出
聖暦己亥 西紀六九九年
恰 丁度、びったり
神龍丙午 西紀七〇六年

貞元四年 西紀七八八年
開元中 西紀七一三—七四年の間
隸 付属する。所属する
切実 適切、よく当てはまる
脇合 ぴたり合う
異詞 ことば、文句の違い

景龍三年 西紀七〇九年
開元壬申 西紀七三二年
癸酉 西紀七三三年
開元二年 西紀七一四年
甲寅 西紀七〇九年
開元二年

に至る、馬祖僅かに六歳、なお未だ出家せず。何ぞ遽かにこの伝法のことあらんや。また開元十年壬戌を以つて馬祖江西に闡化すと為すもまた訛りなり。⁽⁷⁵⁾ 壬戌、馬祖僅かに十四歳、なお未だ南嶽に習定せず、なお未だ譲が伝法に遇わず、何ぞ遽かにこの開法の事があらん。僧臘六十というに拠れば、則ち渝州に従つて受具の年は開元己巳にあり。受具の後定を南嶽に習いて始めて譲の付囑を受く。囑後また三十年、大曆中に至りて始めて院に住したれば則ち、景龍己酉より大曆中に至る己に六十余歳、何ぞ綱目は遽かに十四歳なお未だ伝法せざるの馬祖を以つて便ち江西に開法すとせん。また妄りに石頭を以つて青原示寂の日において始めて付囑を受けしとせん。それ石頭の生れ、馬祖に前つ十年なれば則天の久視庚子六祖の寂日、この年癸丑において青原に参するを得たり。相見問答機語を觀るに何等敏捷なる。且く青原はこの時便ち賞して一麟となす。則ち受法の馬祖の先にある、また知るべし。石頭は世寿九十一、徳宗の貞元庚午に寂せり。云う所の如きに拠らば、これ石頭年すでに四十一にして始めて青原の記を受くと、然るや否や、試みに請う之を伝灯に質されんことを。

61 五灯錄、正宗記は載せて五祖忍が四祖に遇うの年を唐の高祖武德甲申⁽⁷⁷⁾、年始めて七歳にありとし、寂は高宗の上元乙亥にあり、寿七十四とす。これ訛りなり。それ甲申より乙亥⁽⁷⁸⁾

開元十年 西紀七二二年
闡化 化をひらく、化をひろめる
渝州 四川省重慶府巴県の地。隋初、唐初→天宝
開元己巳 西紀七二九年

大曆中 西紀七六六—七七九年の間

久視庚子 西紀七〇〇年
一麟 一人の英才
貞元庚午 西紀七九〇年
記 印記、徹悟の証

武德甲申 西紀六三四年、唐、高祖
上元乙亥 西紀六七五年
の代 の代
の代 他に弘忍の寂年をこの前
年、咸享五年、上元元年（ともに甲戌）とする説、また咸享三年とするものがある

『祖燈辨訛』考計 二（長谷部）

に至る僅かに五十二年、これ忍六十八歳なるに止る。何ぞ能く合して七十四数なる。然れば甲申は固より四祖が斬に還りて住山せるの年、而して路に異相の小児に逢うとなれば則ち断乎としてこの年には非ず。況んや伝灯は但だ武徳甲申斬に返り破頭山に住するに、學侶雲臻（76）すと云う。これその一生の大略を叙せるなり。而して一日黃梅に往く。これまたその往日忍を得たるの時を叙せるなり。あに甲申を即ち指して忍が四祖に遇いし年となすべけんや。況んや七歳の説は伝灯には実になし。もし七歳を以つて四祖に逢わばこれ必ず隋の大業戊辰にあるを乃ち合とせん。

大業戊辰	西紀六〇八年	斬	湖北省黃州府斬春県
		異相	常人と異った相貌
		破頭	斬州黃梅県西三十里、破額、
		雲臻	双峰、四祖、西山等の別称あり 多く集まる
		黃梅	湖北省黃州府斬州黃梅県。破頭の所在

補註

- (1) 「曹渓大師別伝」は先天二年壬子の示寂とす。壬子は先天元年(七一二)に当る。『仏祖通載』は、先天元年の寂とするも他の諸録はここに記するが如く癸丑となす。忽滑谷快天『禪學思想史』上、三八六頁に年代についての考証あり。
- (2) 確を踏む時、腰に石をつけて重しとしたという故事。『壇經』徳異本ほか。

(3) 法才の「麁髮塔記」により、剃髪は儀鳳元年(六七六)とみられている。

(4) 『壇經』惠昕本に、六祖が曹渓に至った時、悪人に追われて四会県に難を避け、五年を経て常に臘人中にありしといふ。徳異本、宗宝本には臘人隊中に難を避けること一十五載を経、云々とある。

(5) 先天二年十二月に開元と改元されている。六祖は八月三日に遷化したとされているから、開元ではなく、先天癸丑とするのが妥当であろう。淨符は先天元年の翌年を開元元年とし、先天二年はなかつたといふ。

(6) 『徒容錄』第四十六則、「徳山学畢」にはこの機語が収められてゐるが、及尽知ではなく、及尽去となつてゐる。『御選語錄』卷十七には「及尽知」とある。正統藏一一九冊、三二九b。

(7) ここに旧録というのは景德伝灯錄を指す。即ち、同書卷十六に夾山の嗣二十二人のうち、その第十一に洪州同安和尚の名をい、『伝灯錄』は参考の過程には言及せず、『聯灯会要』は、東

挙げ、この機語を収める。また同書卷二十、道膺の法嗣中に同安丕の名が見え、伝の前半部に同じ機語が録されている。祖堂集には雲居の弟子として、仏日、水西の二人のみ挙げ、同安丕は録されていない。その点からすれば同安丕の語とはいひ難い。宇井伯寿『禪宗史研究』三、三七九頁以下参照。なお伝灯録は誤つて、洞山—九峰普滿—同安威—同安志と相伝されたとなす。

(8) 光仁、義仁、匡仁と書す。江西廬陵溢陽の人、その先は贛西の李氏。八歳の時出家し、薯山大師(伝灯錄卷九に吉州慧超伝あり、洞山録には洞山が薯山に到り問答したとある。)の高足政禪師に参じた。澄玉の「疎山白雲禪院記」「全唐文」卷九二〇参照。その在世は八三七—九〇九の間。

(9) 疎山は、鴻山、香嚴寺諸師に歴参したが、法を洞山に嗣いだとされているところから、最後に洞山に参じたとするのが妥当であろう、と淨符は推論したものと思われる。洞山録は、洞山と疎山との間に交された問答を伝えているが、疎山が洞山に謁した時期は明記していない。従つてここにいうところは、飽くまでも推測の域を出ないのであつて、確実な資料の裏付けによる立論とはいひ難い。なお大安に参じたとすれば、それは安が鴻山に繼席した大中癸酉以後のことであろう。疎山参学の次第について『祖堂集』は、大安、香嚴の下に至つたことのみをい、『伝灯錄』は参考の過程には言及せず、『聯灯会要』は、東

林、鴻山（初）、香嚴、福州西禪（長慶）、夾山を挙げ、『五灯会元』は、東都、洞山、大鴻、香嚴、大安、明招、夾山に参じたとしている。

(10) 年時は挙げないが『宋高僧伝』は、早くして洞山に参じ、深く玄奥に入る、と記している。但し『空谷集』は、東都に聴習の後、洞山に造り、山の早参に値うとなす。何れにしても習講を罷めた直後に洞山に参じたように受け取られる。

(11) 法身は、仏の自性身たる真如そのものを意味するのであるが、禅者にあっては彼が対する絶対的現実、生きた事實を指す。疎山は洞山に参ずる以前は、法身の問題について周辺の事ががら、輪廓を会得した。洞山に参じた後は、さらにそこに止らず、法身といわれるものを超えたところの消息を、すっかり自己の掌中に収めたものと淨符は見ているようである。このように解する時、洞山の許に到つたのは参考の最後に当るとするのが妥当だというのであろう。しかし別に疎山が、この法身の問題をひつ提げて諸師に参じ、法身眼に透徹し得て後に、洞山に嗣ぐことを揚言したという見方をすることも可能で、それは洞山の寂後であつても差支えない。因みに疎山の師洞山は、終始この問題に切であつたとされている。

(14) 安徽省宿松県東二十里にある実相寺は、白馬河に臨むを以て白馬寺と呼ばれた。蝦を拾うことが云々されているところから、河の畔の地を想定していたものであろう。但し淨符はこれを大いなる誤りとみなしている。

(15) 灯錄によれば真寂大師亀洋無了は、馬祖に参じて祖乗に了達し、本院（白重院か）に帰つたが、一日、院の北邊を行き、六眸の巨龜に遇い、この峰に庵して亀洋和尚と号したという。無了は八十歳前後で長逝したようである。その生寂年は、東塔和尚の碑、福建通志の記によれば七八七一八六七の間となるが、これでは馬祖との師資関係を云々することに無理がある。師の所住は、興化府莆田県城西二十里、文賦里である。灯錄は泉州亀洋と記するが、莆田は明代以降は興化府に属した。志に長慶

里遂勝里にあり、二は江右里にあり、但し華嚴寺の存在は知らない。鼓山湧泉禪院は且つて華嚴寺と称し、位置は遂勝里に近く城東にあり。鼓山を称したのは乾化五年以後のことであるらしい。それ以前については詳かでないが、漠然と東山と呼ばれたということを考えられる。なお易俗里には華嚴院が存した。

二年（八二二）初めて庵を立て龜洋山と称したとある。咸通十三年、院（龜洋靈感禪院か）が建つたと伝えられ、五代、王審知（八六二一九二五）が貞明の間（九一五—九二〇）に額を龜山福清と改めた。寺中に薺菜池あり、西に無了の靈覺塔、博士薛承裕撰の塔銘が存した。その東二百歩の地に慧忠（志忠とも書す。）広齊禪師の塔、御史黃滔撰の東塔和尚の碑があつた。祖堂集、無了伝の後に収録されている慧忠の伝には、九歳の時、龜洋庵に詣り出家したことといい、伝灯錄も、無了伝の附に慧忠の事を録し、弟子とみなしている。両者が師資の関係にあり、相接して塔所が存し、靈応あるにより士民の依怙するところであったから、一括して馬祖下に編入され、そのうち誤つて慧忠も馬祖の嗣と見なされるようになつたのではないかと考えられる。慧忠は遊方の後故山に帰り、会昌の沙汰に遇い、白衣に終つたとされている。慧忠が無了の嗣であることは「龜洋靈感禪院東塔和尚碑」の記述からも明かで、（但し無了の号を真寂ではなく、真身としている。恐らく寂後真身を留め、それが靈異ありとして帰敬されたことに由来するのであろう。）草庵法義の師である曹山より二十三年長であった慧忠が、法義の嗣であるとの説は、遽かに首肯し難いものがある。ただ碑文の記によつて、慧忠が草庵に遇つたのは事実であつたと思われるが、法義と明記されているわけでもない。後に草庵を以つて法義に充てたところから混乱が生じたものであろう。慧忠は中和

二年、六十六歳で遷化した。法臘二十五、従つてその在世は、西紀八一七一八八二の間となる。淨符は、曹山の法道の正を顯わすことにして執心の余り、事実誤認を犯したとも考えられる。

（17）道衍は淨符も指摘しているように蓄髪せず、妻妾を受けず、宮廷から退出すれば冠帶を脱して布衲に換え、身を慎んで道を修したといい、あくまでも出家として生涯を終えた者であるから、禪師と呼ぶのが妥当であるというのである。これに対し『宗統編年』には、世外に身を置きながら国事に携つた故をもつて禪師と書するを削ると述べられている。既に聶先が淨符と同一趣旨の事を述べている。続指月 卷首。

（18）道衍は、相城妙智庵に出家、北禪に虛白亮について天台の学を修め、至正二十四年、愚庵智及の門に投じてその法を嗣ぎ、杭州の普慶、天竜、嘉定の留光に出住した。のち宗泐の推舉により洪武十七年、北京の慶寿に住し、燕王に召されてその帷幄に参することとなつた。燕王が靖難の師を挙げ、建文帝を追つて帝位を篡奪したことは、人倫に悖る不法な行為として當時私に非難され、方孝孺のように公然と嘲罵を浴びせる者も出で、世祖を扶けた道衍も世の指弾を免れ得なかつた。永樂中、房山の香光寺を別業に賜い、慶寿を退いてからは廣寧門外天寧寺の西北の別院に住した。師の塔所は河北省房山県城東北太平里の長樂寺にあり、永樂帝御製の神道碑が建てられた。慶寿は名を大興隆寺と改められ、これが罹災後は四牌樓大街の東、大

『祖燈辨訛』考計 二（長谷部）

隆善寺に影堂を移した。堂内木主には推忠報國協謀宣力文臣特晋榮祿大夫上柱国姚廣孝と俗名を以つて表されていた。伝は増

集続伝灯卷五、祖灯大統卷八五等の灯錄の他、『明史』卷一四

五、『明書』卷一六他参照。

(19) ここに旧錄というは『続灯存稿』を指していると思われる。

その卷第六に、至順二十年に牛首山の祖堂寺に出世したことを

いう。

(20) 五灯全書は、至正壬辰、即ち十二年に慧曇が牛頭に居住した

と記しているが、然るべき根拠に基くものであろう。年時は淨符のいうところと一致する。これに対し、増集続伝灯は、至順

辛未（二年）に牛頭に出生したと記している。とすれば慧曇二十六歳の時に当り、大刹に住持となるには若過ぎる感がないで

もない。さらに保寧に住したとされる年と間隔が大きいこともあり、直ちに首肯し難いものがあるが、至順と記されているの

を一概に抹殺し去るのも妥当を欠く。

(21) ここで淨符は指月錄の編者が、谷山藏、覆船洪薦二師の伝を

逸し、志元伝中に誤つて洪薦伝の一部を合収した点に言及して

いる。ただ会元は志元伝の後に、谷山藏、中雲蓋、南際山僧

一、棲賢懷祐等四師の伝を載せており、指月の編者が会元に依拠したとすれば脱落部分は一紙に止らないであろう。次に

志元、洪薦両師について諸書の記述を比較してみよう。

					景德伝灯錄					聯灯會要					五燈會元				
5	4	3	2	1															
×	×	×	×	×	「如何是本來面目」					答「如何是仏」の問					○	○	○	○	
如何是師子	鈎錐不到處	作起身勢	禪吾久響和尚會			×						問答「万户俱閉」の							
○	×	○	○	○								に潭州道正、馬王							

これによれば指月錄志元伝中に見える師子をめぐる問答、師が起勢を作すに次ぐの問答、道吾との問答三則は、本来洪薦に属する記事であったと考えられる。なお谷山藏について伝灯錄

(22) の載せるところと、会元に録するところとは別文である。

ここにいう旧錄とは景德伝灯錄を指すのであろう。この書の目録には慧滿を慧可の旁出の嗣としているが、それは誤りで慧滿は僧那の門人であるとの趣意を証拠を挙げて淨符は主張する。

伝錄録の目録には慧滿の上に「僧那復出七人」の六字が見えると淨符はいうが、大正蔵所収の伝灯錄には、「慧可大師旁出七世共一十七人」と記されている。淨符は『統高僧伝』について言及していないが、この書の目録にも細字で、向居士、化公等とともに僧那、慧滿の名を挙げているが、師資関係は明示されていない。そのため誤伝を生ずることになつたのであろう。

統高僧伝には、慧滿の伝中に、那の説法に遇い便ちその道を受け云々とあり、伝燈錄にも、本寺において僧那禪師の開示に遇つたと記されており、慧滿が僧那の門人であったことは、早くから知られていたとみられる。

(23) 承古の姓氏は伝わらないが、西川または西州（僧宝伝）の人とされている。西川は四川省を指すこともあり、唐代には陝西省漢中府沔県一帯が西川と呼ばれたようである。また同省延安府安塞県辺りを流れる川を西川水と称した。西州の名は新疆省

吐魯番の東、哈密県西七百里の火州の別称として知られる。また江蘇省江寧県西に西州城があった。その活躍の舞台、俗姓が知られぬことから四川の人とも考えられる。

(24) 『建中靖国統灯』、会元等は承古を雲門偃下に列するも淨符はこれを非とす。覚範が『石門文字禪』卷二十五に、空劫前の自己今時の自己をめぐって古を吾が法中の罪人と難じ、『林間錄』にも、古を目して己に重く法に軽き者と評している。中国ではこのように承古の嗣法の在り方に對する論難は囂しいものがあつたが、わが国でも『伝光錄』四十四章に、承古を難じた一文が見えている。近く宇井博士は、馬祖の意を悟りながらも百丈に嗣いだ黃檗の例を挙げ、承古の所為は師に重くないとの誇りは免れまいが、師資の事実関係と、己証についての自信のほどと双方を考慮すべきで、濫りに是非を判すべきではない、といつた趣旨のことを述べておられる。

(25) 承古は開堂の日に、范仲淹の疏を読み了つて後、這の一弁香、大光和尚の為にせず、亦福嚴和尚の為にせず、ただ雲門匡真禪師の為に焚くと明言した。薦福承古語錄参照。

(26) 天台德韶が投子大同に謁した年時については、開平中とする説と、同光中とするのと二説が存する。大同はすでに乾化甲戌に長逝し、竜牙もまた同光元年に化を遷しているところから推して、同光中に大同に参じ、次いで竜牙に謁したとする旧錄の説は首肯し難いところであると淨符は見る。

伝灯錄や『仏祖歴代通載』は、韶が投子山に詣った時期を開平年中としているが、宋高僧伝は本部に登戒後、同光中、名山を尋訪したとし、その後に、初めて投子山和尚に発心したと記している。僧宝伝、六學僧伝、指月錄、教外別傳、仏祖綱目等は、何れも同光中に大同に謁するも契わらず云々と述べている。

淨符は伝灯錄以外の諸書のいう同光中投子参訪説を斥け、伝灯の記を補強せんと試みた。なお徳韶は廻州龍泉、陳氏の出とされているが、宋高僧伝は縉雲の人となしている。龍泉、縉雲ともに浙江省廻州府内の県名であるが、『望月佛教大辭典』は、初めて貴州省石阡府龍泉縣を挙げている。石阡の龍泉は明末の称呼であり、参考のため歴訪した道場の所在や、その後深い係わりをもつこととなつた天台山との地理的な関係などを総合して考えると、廻州府龍泉縣の人とするのが妥当であるようと思われる。徳韶が法眼の嗣であることに異論を挿む余地はないが、『五家正宗贊』に、法眼に嗣ぐと記しながら、受具の後竜牙に謁し、のち通玄峰に澡浴して忽ち省あり、香を焚いて竜牙を望んだと記されているところから、竜牙に負うところまた少くなかつたと考えられる。

(27) 百丈は、音声を発し、言語行為をなす器官たる咽喉唇吻を用い、それが為し及び得ぬ言詮不到の究極的真実、不立文字の端的について一句道え、と鴻山等三師に迫つてゐる。これに対し表現の仕方に相違はあるが、三師はともに咽喉唇吻の併

却ということ自体無意味な閑葛藤に過ぎぬといふ。従来、鴻山はなお未だ到らざる処ありといわれ、五峰の手腕を称揚する見解も存するが、淨符は雲巖に与奪自在の作略ありと見る。しかし別に、三師の答話はとくに出色のものとはいえず、何れも大同小異であると評する向きもある。

因みに碧巖錄は、七〇、七一、七二の三則に分けてこの問題を取り挙げてゐる。他に伝灯錄卷六、会元卷三等にも見えてゐる。伝灯錄、『天聖広燈』は、淨符の指摘する個所について「師今有也」としているが、会元はここにいうように、「巖曰、和尚有也未。」と記してゐる。

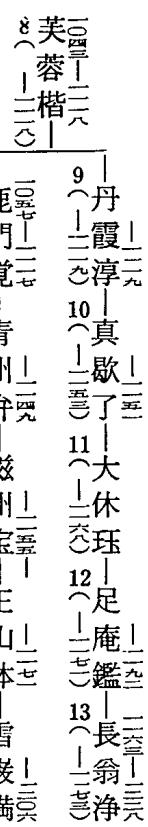
(28) 淨符は康熙壬子年、祖燈大統の稿を為つたが、これは一には淨柱による『会元統略』の不備を補い、また直接には両道悟の存在をめぐり諍論の因を作した五灯巖灯において、通容が立ててゐる灯譜の誤りを正すことを意図して編述されたものと考えられる。祖燈大統が公刊されるや躉先は『統指月錄』を著して淨符の説を難じた。聰先はこの書では六祖下十六世以降についてのみ立伝したこともあつて両道悟については言及していないが、恐らく瞿汝稷の両道悟説を是認していたものであろう。淨因・鹿門自覺の問題に関しては、拠なくして世次を紊乱する者と淨符を難詰してゐる。これについてはすでにしばしば論及するところがあつたが、その後『正名錄』『洞上祖憲錄』等の書を入手したので、これによつて少しく補説しておきたい。

淨符は、青州塔記の自序によつて、鹿門覺を淨因覚その人と見なし、青州弁以下を芙蓉楷下の自覺に直結せしめた。かくて自覺およびその一流は丹霞淳の門流と併列関係に置かることになったのであるが、代数の上では五世を削減した結果となり、洞門だけでなく、濟宗の学匠からも灯譜を紊乱する者として難詰された。これらの問題については、且つて「洞門の動向とその系譜」『印度学仏教学研究』第十八卷一号、『明清佛教史研究序説』の中で論及したことがある。ここにいう青州塔記に關して聶先は、疑点三個条を挙げ、これが偽撰である所以を力説した。詳細については前掲拙論を参照して頂きたい。

『統指月錄』は青州塔記の文を載せていないが、『正名錄』

卷五にはその一部が抄録されている。(洞宗世次備考之一)これによれば希(一)弁は、襄州の鹿門山に自覺に参じ、政和五年の冬印可を受け、自覺の命に従つて芙蓉に見え、ついで泗水の龍門に住したが、宣和の間に青州の天寧を開法すること八年、ついに燕京に至り、初め奉(報か)恩に住し、次いで華嚴即ち万寿寺に住し、その後仰山を薦した。天眷三年万寿に再住し、皇統六年には仰山に退帰し、九年己巳に示寂したといふ。智楷は淨符の説を承け、如淨の生存年代その他の関係を考慮しながら、師説の正当性を立証しようと試み、かねて旧説の錯誤五十三点を指摘し、詳細に是非を弁じている。因みに統指月にいう北直の僧とは淨符門下の懷誼を指すものと思われる。智楷

も淨符の命を受け、湖廣、河南、河北地方に諸祖の碑銘を博搜し、考証にこれ努めたと伝えられる。智楷のいわゆる旧説と、淨符の新説の何れが真であるかは歴代諸祖の年代を考較すれば自ら明かとなる。そこで次に從来いわれてきたところと、祖憲錄、正名錄、宗統編年等諸書の記述を参考し系譜を掲示してみよう。これによつて両系各世代の対応関係は一目瞭然となるであろう。



(29)

鹿門塔記によれば、芙蓉が隨州大洪山に遷るや自覺は丹霞淳とこれに侍従し、崇寧三年、芙蓉は詔に赴き東京淨因に住した。覺もまた詔によつて唐州大乘に出住することになった。次いで大觀元年、芙蓉は旨を蒙り、法雲に陞住したが、この時開封の尹李孝寿は、覺の道行住持に補する堪うと奏したので、詔あつて芙蓉の後を襲い淨因に住し、号を慧定と賜うた。政和六年、旨をもつて襄州鹿門律寺を革めて禪寺となし、額を政和万寿と賜い、とくに師に命じて之に主たらしめ、開山第一代としたという。この塔記によれば鹿門覺が淨因覺その人であることが判る。なおこの問題については前掲の祖憲、正名兩書の他、

『祖燈辨訛』考釈 二（長谷部）

祖灯大統 卷五九、続指月、卷二、三。宗統編年 卷二三、二四。蕪庵範語錄所収、鹿門塔銘等参照。なお鹿門寺の現況について駒沢大学中国仏教史蹟參觀団による『中國仏蹟見聞記』第六集に報告がある。

(30) 正名録卷五に『甘泉通塔記』を引く。「其略曰」として、弁和尚は先に鹿門覺に参し、次に芙蓉楷に侍し、のち方に衆を青社に領じた。甘泉は天会の間（一一二三一一三七）弁に仰山に参じて印証を承け、洞宗の第十一世となり、弁の入滅後仰山に席を継ぎ、大定五年（金の世宗の代、西紀一一六五）甘泉に住し、この年に示寂したことを述べている。青州弁が鹿門覺と芙蓉楷両師に参じたことが明言されているところから、覺が天童淨ではなく、芙蓉に嗣いだことは疑う余地はないのであり、正名録は年次を明示してこれが論証を試みている。

(31) 万峰時蔚の在世は一三〇三一一三八一の間であり、海舟普慈は一三五五に生れ、一四五〇年に卒したから、ここにいうように万峰が示寂した時、普慈は二十七歳（満二十六）であった。因みに万峰の法嗣のうちでは普寿が上首で、普慈は最年少であつたとみられる。なお時蔚と普慈の伝については拙稿「万峰時蔚とその繼嗣」愛知学院大学論叢、一般教育研究第二十五卷第一号、「明代における禪の法系師伝に関する異説考」（）、同上書、第二十五号第二号。

(32) 万峰語録所収第二十六紙に「寄海舟慈首座」が録されてい

(33) 崇禎七年に公刊されたとみられる『無聞夢説錄』の原本によれば、『客牕夜話』に叙べる源流には、宝藏、東明の二代が含まれていないという。崇禎九年刊の『五宗教』原本に載せると

ころも同様であるとされている。ところが、崇禎十年、天童円悟による新編より宝蔵、東明二代が挿入されることになったもの。のようで、智楷はそれを天童の所為とみなしている。竜池の源流は二代を収めているが、潭吉は普慈が重ねて東明に嗣ぐ理由なし、とこの説に従うことはしなかった。こうした経過から、宝蔵、東明両師を法系上普慈に先行する者として加上するか否かについて、明末にしきりに論議されたらしいことが知られるのである。なお五宗教の刊行は十年ともいわれる。

(34) これらはともに『笑巖集』の中に載せるところで、あるといふ、『正名録』卷八参照。

(35) 智楷は、万峰の偈、沈貫の銘、明璗の伝、天奇録および塔銘、無聞客牕夜話、伝法記の序、笑巖聯芳、曇芝の偈、廣通の序など、十種の資料を証拠として二代を含む法系の誤りであることを強調した。

(36) 因みに祭文の下の小註に「門人請古溪和尚作」と記されていたらしい。ここにいう高峰とは、文中にその名が散見せられる南京高峰寺に住した明璗の事ではなく、原妙を指し、普持、慧岳二代を含めて高峰七世と称したものとみられる。古溪澄は楚山紹琦の嗣で南京高座寺に住した覚澄の事であろう。とすれば同じく破庵派に属するとはいえ海舟の一門とは別流である。ただ同じ頃南京に在り、海舟乃至明璗と交流があつたものである。南京に有縁の者は普慈ではなく、永慈である。従つて古溪

の祭門に見える海舟は普慈ではなく永慈であるとみるべきであろう。淨符はこの点について引続き論証を試みている。

(37) 灯録には時蔚—普慈の法系を立てるものと二代を増添した慧岳—普慈の相承を認めるものとがある。前者に属するのは続灯存稿、祖灯大統、続灯正統、五灯全書等であり、後者に属するのが、会元続略、繼燈錄、五燈嚴燈、仏祖正伝古今捷錄、続指月錄、指黑豆集等の諸書がそれである。但し続指月は普慈を永慈伝の後に配し、一応慧門岳下としての扱いをしているが、割註に疑義ありとしながらも止むを得ず永慈、普慈の両師、兼ねてこれを存すと述べている。巨靈自融は、常熟錢氏普慈が岳に参じたとするを誤りとみる。

(38) 覚澄は蔚州の人、張氏、高陽の出ともいう。雲中の天暉院に従つて落髮、大慶寺黙庵に受業、大崗月溪に参じ、甲戌安慶投子山に紹琦に従い針芥相契して許され、天順五年に高座寺に住した。覚澄が文を為り、海舟を祭った経緯は詳かではないが、古溪と海舟とは別流とはいながら同じく破庵派に属し、また両者は隣接した地に住したから、相互に交渉があつたに相違ない。そうした誼によるのであろう。

(39) 智瑛は廬山雲溪に住し、碧峰瑛とも称せられるところから、南京の碧峰寺にも住したと思われる。その嗣が匡山天池林隱淨庵智素である。智素は雲溪に旨を領じて後天池に住したが、荊蕪が請うて東山に任せしめたという。東山は永慈に縁りのある

翼善の所在であったと考えられ、これら諸師は地域的な面でも関連が深い。淨庵は靜庵とも書す。靜庵素禪師語錄に聯芳図を叙し、万峰蔚、宝藏持、東明岳、海舟（永）慈、雲溪瑛の法系を立てている。

(40) 河南天寧は、別に西京天寧と記されているから、師道楷の住した東京、即ち開封の天寧と同じではなく、洛陽の天寧万寿寺のことであろう。なお同門の齊璉は長安の天寧に住したことが知られる。しかし何れもその所在を詳かにしない。師は蔡州西平の人とされている。西平は河南省汝寧府西平県をいう。指月録は芙蓉の嗣として子淳、惟照、元易、自覺の四人のみ挙げ、禧誦の名を欠いている。しかも自覺の伝中に誤って禧誦の伝の尾部を収録した。宗統編年の編者がこれに気付き、続伝灯録によつて考正したといふ。

(41) 嘉泰普灯、会元、続伝灯の諸書は何れも禧誦の寂年を政和五年としている。ひとり淨符のみが宣和五年と記している。（大統、卷五三）淨符は政和五年の時点には子淳が未だ丹霞に住山としたと解している。そこで子淳の後を襲つて丹霞に入った禧誦の寂はそれより後のことと見なければならぬとし、政和を以つて宣和の誤りとしたのであろう。正名録はこれによつている。宇井博士は子淳が丹霞を退いて唐州大乘山の西庵に移ったのを政和三、四年頃と推定しておられる。これに従えば禧誦が四年前後に丹霞に入り、間もなくここに滅を唱えたとみることは可

能である。何れの書も丹霞を禧誦の住地の最後に挙げているところからして、禧誦は政和五年、丹霞において寂したとみられるのである。これは古い資料が等しく伝えるところであるから、確かな根拠なくして漫りに年時を改変するのは好ましい事ではない。しかし智楷の『正名録』卷五、鹿門丹霞両家歲月記に見える年次は、淨符や智云のいうところとほぼ一致する。

(42) 棠城宝文洪印は古渝棠城張氏、と伝に見えてゐる。棠城は地名に相違ないが、その所在を確かめ得ない。棠の別称を以つて知られるのは、江蘇省六合県であるが、洪印とは無縁の地であるように思われる。洪印は幼にして雪峰瑞に就学したといい、雪峰は重慶府綦江县の西禪寺に住し、塔院もこれに近い永川県西南四十里にありとされており、洪印の本貫が古渝棠城と記されているところから見て、棠城は重慶府巴県から、その南綦江县に至る間の小域を指すと推定される。あるいは巴県内の海棠郷の別称かとも思われるが確かにない。何れにしても洪印は重慶府内に生れ、この地に止住した人であるとみられる。

(43) 現存の灯録にはこの句は見えない。会元続略の記によれば、定王が薨り、その三周に除禪が楚山に上堂を請うた際、洪印が請問し、楚山との間に交された一連の問答が録されている。汝また見るや、と問われ、与慶なれば偏界遮蔽を絶す、と洪印は答える。山はいう。且く眼ありて見るも不見なるを要す。印は答える、ただこのみて見ざるところ纖毫を隔てず。山はいう、

未だこれ妙ならず。印が問う。未審、いかなるか是れ妙。山が答える。二辺ともに抹過して始めて劫前の人を見る、と。ここにおいて印は、師が金剛眼を点出するを蒙りて死去生来さらに疑わず、と見処を披瀝する。これを聞いて楚山は、俊なるかな衲子、透網の金鱗、語を出せば宗を標す。西禪の嗣たるにはじまと讃嘆し、更に須く保任すべし。切に自ら欺くこと勿れ、と訓した。これに対し洪印は、人天の証明、師の印可を謝す、と述べたとある。他の諸録のいうところほぼこれに同じ。

(44) 聯灯会要はこの話を石樓に関するものとみて棗樹の条に重出せず、巖灯これに同じ。祖灯大統は卷三十三に棗樹二世の伝を録し、「發足甚麼處」ほか三則を收めるも、「近離甚處」に始まる問答を省いている。淨符はこれを石樓に属するものとみたのであろう。

(45) 指月錄卷九、および卷二十二参照。

(46) 『仏果擊節錄』第十三は棗樹漢國と題しこの話を録している。その評語中に、棗樹和尚五代の時、湖南の界上にあり。劉王、名は儼、広南に居り、僭かに漢國を為る。這の僧かの中より来る。古人一叢林を出でて一保社に入る、全くこの事を以つて念と為す云々の文が見え、また棗樹伝中、發足甚處の問いに対し、「云閩中」と答えている。石樓は唐代の人であるが、この頃汾州一円を漢國と呼んだことは知られておらず、また漢國を中國の総称と解したとしても、前後の話の筋が通らぬことにな

る。この点から漢國は、劉隱が建国した五代の南漢（九〇九—九七一）を指すと見るのが妥当であろう。それは棗樹の生きた時代に相当するから、この一則の話は棗樹に関することとみるとべきではなかろうか。

(47) 康熙三年に淨符が編集した『宗門拈古彙集』卷三十九。『頌古摘珠』一巻も淨符の手に成るものであるが、現存しない。恐らく『頌古聯珠通集』の抜萃であろう。

(48) 淨符は会元が、自回を台州の人としているのは誤りで、合州であると主張する。東川は、唐代に岷江を境に四川の地をほぼ東西に二分し、ここに東川節度使、西川節度使を配置したが、それ以来の称呼と思われる。後に重慶府に属した。錦江禪灯は卷七に、合川釣魚台石頭自回と書す。釣魚台は釣魚山、魚山などとも呼ばれている。釣魚台は、異人がその上に坐し、釣を江中に投じたことから名を得たと伝えられる。なお指月錄も台州と記す。四川通志 卷十一、山川三九。

(49) 会元統略は卷四に、靈隱闍下に無外宗廓一人を、別に雙林闍の嗣として月江宗淨の名を録し、靈隱闍と雙林闍とを別人とした。以後の諸書は大概これに倣つたものようである。

存稿は靈隱闍の会下に月江と無外の二人ありとし、統指月は靈隱闍下に道場思珉、月江宗淨、東林宗廓の三師を列し、存稿、統指月ともに月江淨を統略と同じく靈隱闍の嗣とする。ただ増集統伝灯と存稿は思珉を天童鑒下に編入している。この書

『祖燈辨訛』考釈 二（長谷部）

は大鑑十九世雙林朋一二十世雙林闡一二十一世徑山宗淨と相伝したとしているが、別に大鑑二十一世に靈隱慧朗の名を挙げる。二十三世に月江淨の名を録するが、両者を繋ぐ二十二世に相当する者は不明である。祖燈大統は、少林二十六世に雙林朋の嗣靈隱祖闡を列し、その嗣に東林宗廓ありとし、別に少林二十八世に靈隱朗の嗣として雙林正庵闡、他四師の名を載せ、この雙林闡の嗣が徑山宗淨であるとみなしている。ここに注目すべきは、靈隱闡下の月江宗淨が金華の倪氏、雙林闡の嗣は蘭溪の倪氏とされていること、そして師名の類似、所住との関係などから、同一人物が混同され、誤伝を生んだと考えられることである。因みに蘭溪は金華府内にある。

(50) 悅堂は大徳九年靈隱に住し、居ること四載にして寂したとい

うから、至大元年（一三〇八）までの在世か。雲林寺志によつて至大元年に寂した事を確かめ得たことを補記しておく。

(51) 存稿は、月江の寂年を元統壬戌と記している。元統は癸酉と甲戌（一三三三—一三三四）のみ。壬戌は至治二年（一三二二）に當る。月江の示寂が正統ではなく元統甲戌か至治壬戌かの何れかであるとすれば、祖闡の寂年と月江淨の寂年との間隔は一百三十四年を越えることにはならないわけである。『徑山志』は正統壬戌に六十七歳で示寂したと記している。また金華の人、國子司業貝葉は「送月江淨禪師住持徑山寺」の中で淨が正庵闡の法子であると明言し、姚少師が淨公を東南名僧の一に

推したと述べているから淨は姚公とほぼ時を同じくして活躍したとみられる。因みに姚公は一三三五—一四一八の在世である。とすれば淨師の寂年は元統ではなく、正統壬戌であつたと考えられる。大香の『雲外錄』卷十五に載せる伝が最も詳しい。同書四十二紙参照。

(52) 俗姓は姚氏、別号を筠溪とい。増集続伝灯には藥山天隱円至として雪巖欽下に名を留めるも無録。祖燈大統は、咸淳甲戌年十九、仰山慧朗に投じて芟染、服勤すること数載、元貞の間能仁寺に居住するも二載にして棄て去る云々と伝えている。

(53) 続灯存稿は四十二と記し、祖燈大統、四十三、續指月は世寿を記さず。

(54) 詳くは筠溪牧潛集とい、別に天隱文集の称あり、明の崇禎十二年刊。岸沢文庫その他に伝本を見る。

(55) 青原、石頭の伝は『指月錄』卷五に収めるもこの一文は見えない。ただ同書卷九、天王悟の条に「頭謂因縁在馬祖處、山旋於馬祖處大悟」とあり、馬祖下で大悟したのは石頭ではなく藥山儼であり、この語は青原が石頭ではなく、石頭が藥山に向つていったことになっている。藥山が石頭の命によつて馬祖に参じたとは、諸録の等しくいうところである。淨符が披見した一本には本書が伝えるような形になつていたのかも知れないが、今は確認する術がない。藥山と馬祖の関係が云々されるようになつたのは、唐伸の藥山碑銘出現以後のことか。

(56) 「得て甚麼をか将ち来る」の問い合わせに対する応酬の語。曹溪に行きついていなくても失くしてはいない、というほどの意。この問答は六祖の寂後、第一座の指示によつて、吉州に行思に参じた時のものとして、行思の伝中に見えてゐる。

(57) 馳書のこと、また行思伝に載せる。会元は、青原が石頭をして南岳譲に書を持せしめ、酬対あつて後、青原の下に帰り、ついで辞して再び南岳へ赴いたと記している。

(58) 幻寄は休休翁の嗣、幻寄雪庭（一一四五六年）を指すか。指月録には汾陽、洪覚範、東山覓、妙喜等とともに幻寄の評語を付記している。宗統編年の中にもこれに触れる。

(59) 北周の武帝が詔して仏道二教を禁じ、沙門道士を還俗せしめたのは建徳三年のこととされている。甲午は建徳六年ではなく、三年（五七四）に当る。

会元は「属後周武帝破滅仏法、祖往来大湖県可空山」というのみで、年時を記さない。指月も同じ。建徳六年甲午の語は淨符が補入したものであろう。淨符が指摘しているように後周は北周と訂正さるべきである。

(60) 淨符に従つて藏叟の生卒年を、一一九四一一七七とみれば師資の接続に難はない。因みに景炎二年は南宋の滅亡に近く、この年元軍は循州、梅州、興化、漳州等、廣東、福建の要地を相次いで陥れ、端宗はために秀山へ、さらに井澳に逃れるといった状況下にあり、恐らく記録を留める十分の余裕もなかつた

と思われる。年時を誤つたとはいえ文琇が藏叟の事蹟を緝めた勞を多とすべきであろう。

(61) 『徑山志』にも紹興甲寅に生れ、嘉定丁丑に八十三歳で卒したと記している。続灯存稿もこれに同じ、續指月は生卒年の記を欠く。祖灯大統卷七十四には紹熙甲寅に生れ、景炎丁丑、八十三歳で寂したと記す。

(62) 山は湖北省襄陽府穀城県東南九十里（現在の里程表記では四五キロ）に位置し、広徳寺ここに在り。隋代の創建と伝えられる。初め宝嚴と称し、のち唐徳と改む。唐代（八世紀中葉）勅により重修年号に因んで広徳寺といい、穀城諸寺に冠たるものであつた。明の永樂中、大承恩を勅賜された。現況については、前掲『中国仏蹟見聞記』第六集参照。

(63) 伝灯錄卷二十に青林虔の嗣として、竜光、石門獻等五師とともに襄陽方銅山広徳和尚の名を挙げ伝歴を録している。次いで広徳義和尚法嗣として広徳延和尚の名を載せ、第二世住とし、延が初め広徳義に謁したことなどを述べている。『天聖広灯錄』は広徳第一世については触れていないが、広徳山第二世延禪師の伝を収め、荊門上泉院古禪師がこれに参じて印可せられたと記している。このように古い資料は、広徳義—広徳第一代道延—第二代広徳義の法統を立て、義禪師の条下に「広徳延に嗣ぐ、伝灯は誤りてその名を継む」と割註を附している。以後

『祖燈辨訛』考釈 二（長谷部）

の諸録はこれに倣つて広徳延—広徳義の師承関係を認めた。これに対し淨符は原初の形に復すべきことを主張する。

(64) 慧思の寂年が太建九年であることには異論がない。しかし世寿について『仏祖統紀』卷六には六十三と記されており、『続高僧伝』十七、伝灯錄二十七、『弘贊法華伝』四、『仏祖歴代通載』十、等の諸書は、六十四としている。会元や指月錄には触れるところがない。弁訛に六十二とあるのは何に拠つたものか詳かにしない。

(65) 会元卷二、指月錄卷二の記述も同様である。『仏祖綱目』卷二十八、正統一四六冊、二二九b 参照。

(66) 善慧大士語錄卷一に、大同元年正月、帝は華林園重雲殿に幸して四部の衆に請い、自ら三慧般若經を講じたことが記され、また空谷集第四十則「大士不起」の原形となつたと思われる。文が見え、次いで諸王公が覗を送り、大衆に請うて經を誦せしめた。この時大士のみ黙然としていたと述べられている。大同五年のはじめ、重ねて都に入り、行きて鍾山に至つて帝と問答をなし、寿光殿において共に真諦を論じたと伝えられる。この間の傳大士の行動に禪的趣好を織込んで脚色され、「大士講經竟」の則の出現を見たものと考えられる。この文句がそのままの形で古い資料に見えるわけではないから、強ち歴史的事実とはいひ難い。とすれば厳密に年時を限定することは困難である。しかしことも大同元年から五年前後に、この則成立の背

景となる状況が醸成されつつあつたことが、語錄の記述から推測されるのである。なお正統所収の会元では、評者の名を挙げず、単に聖師と記しているに過ぎないが、これを誌公に充てたのは、この話頭構成者の手腕見識に基くというべきであろう。すでに聯灯会要の編者は、「大士講經竟」を誌公の語とみなしている。ただ公案をすべて歴史的事実とみなして論ずることに無理がある。なおこの説話は『善慧大士語錄』卷四に附された「傳大士伝」にも見える。但しこの伝は語錄とは別に行われたもののように、成立は語錄よりかなり遅れるとみられる。

(67) 傳大士の講經揮尺が歴史的事実であるか否かの論議は別として、この説話の背景を探る手掛りとして、三者の動向を年時順に摘記しておこう。

天監十三年(514) 宝誌華林園の仏堂に順化、寿九十七。

中大通元年(529) 梁武帝、重雲殿に設斎、同泰寺に幸し無遮大會を設く。

中大通三年(531) 善慧大士、雲黃山所居の前十里許りの地に精舎を為る。

中大通六年(534) 大士松山に結庵、雲黃松山の両処に居る。大士善言殿に帝に見え対語。

大同元年(535) 帝、重雲殿に幸し、自ら三慧般若經を講ず。詔して特に大士の為に一榻を設けしむ。大士建康に出で鍾山定林寺に止まる。四月雲黃山に還る。

大同五年（539）この年のはじめ、重ねて都に入り、行きて鍾山に至る。三月、帝と寿光殿に真諦を論ず。

大同六年（540）帝を辞し東帰、また都下に至り蔣山に止まる。

太清三年（549）武帝、淨居殿に卒す。

天嘉二年（561）大士に感異の事あり、

太建元年（569）大士趺坐して逝く。寿七十三。

右は善慧語録、伝灯録、『仏祖統紀』等の諸書の記述を参考し要約したものであるが、年時については異同が多い。なお伝灯録は武帝と大士の問答を録した後、異日帝が寿光殿に大士を請し、金剛經を講ぜしめたと記している。大士は登座して柏板を執り、経を唱え四十九頌（観）を成じたというが、記述の次第からこれは、大同五年以前の事であるよう受け取られる。

ところが会元には、感異の記に続いて講經の事が述べられており、ここではそれが天嘉二年以後に属することであるかのように記されている。

仏祖統紀卷三十七に、良渚が講經に関する伝灯録の言を引き、竹庵は多く三性の義語が用いられているところから、北方相宗の人人が大士の名に託したものといい、講經竟れりと言明したとされる誌公は、大士入朝の時点に、すでにこの世の人ではなかつたことに言及している。

（68）会元、指月録は宝誌の名を挙げず、単に聖師とのみ記している。この聖師に、普通六年、大僧正に任せられた光宅寺法雲を

充てる見解も存するが、講經の事実性が確証し難いものである限り、あり得べき事というに止めた。聯灯会要是講經の事を述べた後、雪竇の頌を引き、「當時誌公老を得ず、またこれ恓々去國の人」と記し、『雪竇頌古直註』卷下にこの語句に割註し、「これ志公の扶持ならず、また達摩の出国に同じ」といつている。『欽門正統』は揮案一下の事を疑う。

（69）行思、吉州安城の人（伝法正宗記、大正所収本は安城に作る）。俗姓は劉氏、『祖堂集』には靖居和尚と記す。その所住たりし静居寺に因み、かく呼ばれたものであろう。（寺は後に淨居を称した。）江西省吉安府廬陵県東南十五里、青原山にあり。師の伝歴について伝灯諸録の述べるところ何れも極めて簡略で、多くは知られていない。寂年は開元二十八年であるが、世寿を審かにしない。恐くは宇井博士が『禪宗史研究』において考證せられた以上には出るまい。「青原階級」は修道の階位に拘らぬ聖諦をも超えた絶対無作の行境を示した話頭で、『空谷集』『虛堂集』にはともに第一則に収められている。

（70）わずかに『宗統編年』に、先天元年壬子、六祖が懷讓と行思の二人に付法したことをいうが、典拠不詳である。

（71）『宋高僧伝』に行思は、韶陽に往いて六祖に見えたとある。慧能の韶陽入りは儀鳳二年（六七七）の事とせられるから、思の参学は少くとも儀鳳二年以後とみなければなるまい。

（72）懷讓の生年について、諸伝等しく儀鳳二年としている。寂年

を天宝三年とすることについても異論を見ない。その出家入道は十五歳の時であったといわれるが、天聖広灯は垂拱三年とし、会元、指月はこれに倣っている。祖堂集は垂拱四年と記しているが、年が十五であったとすれば淨符が指摘するように、天授二年とみなければなるまい。さらに受戒の年を祖堂集は通天元年とし、広灯、会元、指月の諸書は通天二年とする。祖堂集は玉泉弘景に師事すること八年にして受戒したとするが、垂拱四年から八年後は、天冊乙未に当る。なお受具は二十歳が普通であったようであるが、二十三歳まで延期する必要があつたとは思われない。まして玉泉の戒壇に登つたものであれば、通常丙申、二十にして具戒とするのが妥当であろう。それより五夏を経た久視元年、坦然の勧めにより嵩山安に見え、直に曹溪に往いて六祖に依止した。參学八年にして契悟したと伝えられ、淨符はその年時を神龍丙午（七〇六）と推定している。因みに八年後は久視元年に相当する。左右に在ること十二載、景雲二年に六祖の許を辞したと祖堂集に記されている。これにより逆算すれば懷讓が六祖に参じたのは久視元年ということになる。広灯、会元、指月等は南嶽入山を先天二年（この年は一月に景雲より大極へ、五月に延和、八月に先天と改元される。）とし、侍奉一十五載としている。これが事実とすれば懷讓が六祖の許に至ったのは、聖歷己亥（六九九）のこととなる。綱目の記述は確かに根拠薄弱のように思われるが、淨符も

祖堂集は参照していないようであるから、この点を考慮に入れるべきであろう。

(73) 仏祖綱目、卷三十には、丁亥（六八七）出家、乙未、六祖懷讓に伝法、壬子（七一二）南嶽に開法とある。淨符は自らの考证の結果に従つて、通天丙申に受戒、開元癸丑、衡嶽般若寺に入る、と祖燈大統卷七に記している。

(74) 祖堂集、伝灯錄等は、馬祖の寂年を貞元四年とし、宋高僧伝には享年八十、僧臘五十と記されている。これによつて師の生存年代を、七〇九—七八八の間と見る向きが多いが、宇井博士は、馬祖の教えを受けた權德輿が貞元七年に撰したという塔銘の記に基いて考証した結果、七〇七—七八六とするのが至当であると結論づけられた。これに対し陳垣氏は、徳輿塔銘が貞元二年に作るのは誤りであるとし、姚鉉の『唐文粹』、宋高僧伝等によつて、貞元四年卒、年八十、と『釈氏疑年錄』に記しておられる。立説の根拠についての明確な考証は見られないが、文中に馬祖門下の大會山道晤を道悟となすのは、天王悟を以つて馬祖の嗣たるを立証せんとの意図に出づるものと解し、資料としての信憑性に疑ありとされたものようである。因みに道悟が建中の初め、馬祖を訪ねたことは史家の認めるところである。興徳に馬祖の生卒年を二年繰上げるような工作をする必要があったとは考えられず、まして馬祖の寂後五年にして成った碑に、事実に反することを記載するのは不可能に近い。仏祖綱

日の編者朱時恩に、馬祖をはじめ南嶽下編重の傾向が濃厚であるのは否めない。彼が權德輿の碑銘について見聞を有したのも明白であるが、それにも拘らず馬祖の寂年を貞元四年としているのは、契嵩に私淑すること深厚であつたためであろう。何れにしても馬祖と親近関係にあった徳輿の言を無視するのは隠当とはい難い。関口博士は天皇、天王道悟は結局同一人で、しかも法欽に嗣いだとみるべきであろうといわれる。『禪宗思想史』三八五頁以下。

(75) 浄符はこの項で、重ねて仏祖綱目の誤りを指摘している。馬祖の行実を年次を追つて記述したものに、やや遅れて清代の成立ではあるが、宗統編年がある。以下両書にいう所を摘記して問題点を探つてみたい。(数字は西暦、綱は仏祖綱目、編は宗統編年を指す。)

714 懐讓、馬祖に伝法(綱)「編年は731とす。」

731 馬祖、建陽仏迹巖に居る。(編)

731 馬祖、臨川に遷る。(編)

733 馬祖、南康龔公山に居る。(編)

736 馬祖、江西に開法(編)

750 馬祖、南康龔公山に居る。(編) 南嶽、僧を遣わし江西に往いて化を觀せしむ。(編)

770 馬祖、江西に開法(編)
750 惟儼、石頭より來り、馬祖に參す。「綱目は773とす。」
766 馬祖、鐘陵に開法。(綱)
馬祖、道悟に伝法。(綱)

788 786 782 778 771
馬祖、龐蘊に伝法。(綱)「編年は龐蘊來參を785とす。」
馬祖示寂。(綱、編)

このうち諸種の資料の記述を参考して年代を比定し得るのは、天宝元年当時、馬祖は建陽に在り、翌年臨川に移ったことと、今一つはその後南康に出で、大曆の初め洪州に住したことなどである。建中元年、道悟が参じたのは鍾陵(洪州の東南方、江西省南昌府進賢県西北)においてであるが、貞元初年にはまた洪州に住在したことが懷暉の伝から確認される。

浄符が指摘しているように、綱目のいうところは年時に十年を超える差違があり、そのまま首肯できない。編年についても同様である。

(76) 宋高僧伝によれば、希遷は開元十六年(七二八)羅浮に受戒し、夢占のことがあつて後青原に参じたということである。青原が石頭に付法した年時は灯籠に明記されていないが、綱目が青原の寂日のこととしたのは伝灯籠の青原の入寂を述べる個所に、「師既付法石頭」とあるによつたものであろう。ところが編年には、懷讓が道一に付法した同じ年、辛未十九のこととしている。編年の記の基くところは明かではないが、それは受戒後三年に当り、この年青原の命によつて石頭は書を持して南嶽

に赴いたとされている。石頭が持書の事は、青原が同学である懷讓に傍証を求める意図も含まれていたと解されるから、この年青原が石頭に付法したというのはあり得ることと考えられる。

(77) 武徳七年、道信が蘄州黃梅県雙峰山に來至したことは、早くも『伝法寶紀』に見えている。この書は弘忍が童真にして出家し、年十二、信禪師に事えたとなし、『歴代法寶記』は、七歳、信大師に事え、十三歳で入道披衣したとしている。

ともに古い資料であり、信頼の置ける説であると考えられる。他の資料にいう七歳出家を認めし得る含みをもつた記述であるが、とくに法寶紀については、出家の際には道信以外の師僧に就いたとみることも可能である。弘忍の生まれを仁寿二年とすれば、道信に師事したのは大業九年、乃至十年に相当する。以後三十年信大師の左右を離れなかつたというから、貞觀十七、八年頃まで隨侍した計算となる。道信は、大業（六〇五六一七の間）に人を度するに至るや、吉州寺に配されたといふことである。伝灯録には、大業十三年、徒衆を領して吉州に抵る、と見え、『続高僧傳』は廬山の大林寺に止まつたといい、『伝法正宗記』には、大業の間、廬陵に至ると記されている。

道信の雙峰入山の年時は、統高僧傳、祖堂集、聯灯会要、建中統灯の道信伝には見えていないが、伝灯録、天聖広灯、嘉泰普灯、五灯会元等の諸書は、何れも武徳甲申のこととしている。

弘忍の出家が七歳であれ、十二、また十三歳の時の事であれ、弘忍が道信に見えたのは、道信が雙峰に來至する以前の事となる。因みに灯録に「帰住」「却返」とあるのは、先にこの近辺に止住したこと前提としているようにも受けとられる。仏祖綱目のみが、武徳二年に螺川（江西、吉安府廬陵県、のち吉安県、南三里）に説法し、七年、蘄州に返つたと記しているのが注目される。仮に武徳甲申の年時を動かし難いものとすれば、廬山、廬陵あるいは蘄州に近い江西省内の何れかの地において信大師に謁したと解する他はない。幼少の者が出家する場合、生地を遠く離れるのは稀なことだからである。伝法正宗記は、破頭に道信が来山する以前、これに遇つたと記している。なお祖堂集、伝灯録、天聖広灯、建中統灯、聯灯会要、五灯会元等の諸書には、道信が黃梅の路上で一小兒（弘忍を指す）に会つたといい、これとの問答を錄しているが、これは伝法寶紀その他、上掲の書より古い資料にはいわれていない事であり、法融にまつわる横出一枝の記とともに、やや遅れて成立した説話と考えられる。他に遙かに時代が下り、誤りも多い書ではあるが、宗統編年に、大業十三年、道信が吉州に至り、甲申七年、蘄春破頭に返り、貞觀十二年、弘忍を度したとあるのは他に見られぬ説である。それ以前にいわれたところと年数の開きが大きいが、矛盾調整のための努力の表われというべきであろう。但し弘忍の生年、出家の年時などとの係わりにおいて食い

違ひを生ずる難点がある。

(78) 現存の灯録、例えば宋高僧伝、景德伝灯録、天聖広灯、伝法正宗記、聯灯会要、嘉泰普灯、五灯会元等は、何れも弘忍の示寂を上元二年（六七五）としている。楞伽師資記に引く、最も古い資料とみなされる楞伽人法志には咸享五年（六七四）七十四歳とある。この年（甲戌）は八月に上元と改元されたが、二月十六日の寂とすれば咸享五年と記すべきである。十月であれば別である。『神会語録』六代の大徳並びに伝授の所由を叙する条、第五代唐朝忍禪師について述べる個所には「上元年」とあるが、元の下にさらに一元字があつたものと解されている。

ここでは二月十一日坐化とあるから、脱字があるとすれば咸享五年が正しい。祖堂集は、高宗在位二十四年壬申之歲、二月十六日滅度と記している。世寿が七十四であることに変りはないから、（五九九、六七二、六〇一—六七四、六〇二—六七五）の大きく三通りの説があることになる。

祖燈辨訛 原文

本書の原刻本は伝本を見ない。普慧藏に編入する際、別に校本はなかつたようである。單行本としてこれまで刊行されていないから便宜上、普慧藏所収の原文を付録とする。

小論脱稿後、普慧藏所収本を影印したものが仏教大蔵經第一〇九冊に編入されたことを付記しておく。

祖燈辨訛卷第一

清古杭白巖嗣祖沙門淨符考著

正宗記有偈語三紙。皆預識後來佛法隆替。云係西天般若多羅爲達磨所說可疑也。夫達磨乃世尊下第二十八傳。爲震旦初祖聖師也。當其處王子時。便能決擇世珠。直顯心寶。又能酬無相以不起。對最大以佛性。洵爲大乘器識。乘願再來。般若多羅曰。汝於諸法已得通量。宜名達磨。達磨乃通大義。則其爲多羅之所深贊。豈小果流。是必大乘菩薩乘願度生。固無疑者。其所向舉皆悲智。又何難事之可爲問乎。且多羅傳持佛祖慧命。惟恐不得人。其指示惟恐人不知。又何隱語之爲識。致疑誤於後賢乎。況法運以得人則興。失人則廢。興廢在人。不在法。何識也。卽金鎗馬麥不可轉之定業。是皆在人耳。非與法運隆替關。其曰。吾滅後六十餘年。彼國有難。水中文布者。多羅寂在宋孝武丁酉過後六十餘祀。乃達磨西歸之年。無甚難也。豈六翻服毒。便當水中文布耶。其二株嫩桂久昌昌者。以今濟洞不乏人。遂以兩宗當之。然在衲僧頂門正眼。雖魔佛有所不顧。而局世之區區識緯。亦醜矣。又曰。從是已去一百五十年。有小難。考祖西渡來一百五十年。當唐高宗龍朔麟德間。正大鑑黃梅參學曰。何難耶。其毒龍生武子者。人以唐武宗當之。武宗去西渡日已三百二十年。非僅百五十也。卽陳武帝。其去西渡不過三十餘年。尤難合也。且二祖寂文帝開皇癸丑去西渡僅七十二載。而云心中雖吉外頭凶之識。較年代正在二祖。此亦所最難湊合者。又曰。卻後二百二十年。林下見一人當得道果。識曰。震旦雖闕無別路。要假兒孫脚下行。金雞解銜一粒米。供養十方羅漢僧。以有脚下行句。人遽以馬祖當之。以產成都什邡。遂從燈錄上添本邑羅漢寺出家七字。以爲可合十方羅漢僧語。

嗟乎。此且無論聖師如兩祖所必無之事。卽以文理論。尙欠照應。旣有本邑羅漢寺出家七字。則下文不應又有幼歲依資州唐和尙落髮等語。豈旣出家爲僧矣。而又有資州落髮事耶。卽有。而幼歲字當何銷釋。然尙有說焉。馬祖生景龍己酉。歿貞元戊辰。以麟德至景龍。僅四十五年。卽以麟德至貞元亦不過一百二十五載。而曰。卻後二百二十年。林下之得道者爲馬祖。然乎不乎。又云。吾滅後三百三十年乃應之。以多羅寂年丁酉。至貞元丙寅。雖云合數。然馬祖過二年便化去。而云林下見一人當得道果。豈以臨終時始爲得道果耶。又豈馬祖以上諸祖。如南嶽。曹溪。皆非得道果者耶。所云當得道果者。應在馬祖生時爲不妄。今馬祖生時去多羅寂日僅二百五十年。何以便爲當此識。三復推窮。毫無準的。此吾所不敢信而致疑者以此耳。且世之譏緯之說。在正人君子尙不屑掛齒。况肩荷佛祖重任以弘道爲事者。又况聖如多羅達磨其人乎。貧遠識高見者。不昧兩聖師爲小果。當不以余言爲妄。

天台智者諱顓。參思公於光州大蘇山。因誦藥王品。至是真精進。是名真法供養如來處。悟法華三昧。獲旋陀羅尼。親見靈山一會。儼然未散。以所證白思思曰。此法華三昧前方便初旋陀羅尼也。然非汝莫證。非我莫識。思嘗令顓代講。此在陳光大以前事。乃指月錄載顓在陳乾明元年謁思於大蘇山。此誤也。按思本傳云。北齊天保中領徒南邁。值梁孝元之亂。止光州大蘇山。又自陳光大年從大蘇徙居南嶽。過十年始寂。則顓謁思日。當在陳永定天嘉間。乃爲是。若乾明則未有也。蓋陳至德後。僅有禎明在思寂後十一年。而曰顓以乾明謁思於大蘇。欠考耳。

清涼澄觀。越州山陰夏侯氏子。深證華嚴。大弘圓頓。以唐文宗開成戊午辰月示寂。歷九朝爲七帝門師。春秋

秋一百有二。僧臘八十有三。文宗尊以聖祖。乃輶朝三日。重臣皆縗素。奉全身塔於終南山之艸堂。賜號清涼國師。塔曰妙覺。裴相國休公奉敕撰碑文。紀其事甚詳。乃宋初僧贊寧者。傳觀於元和年卒。壽七十餘。何也。

通論謂。傳燈載孝明帝三詔達磨初祖。祖竟不下少林。及孝莊帝旨令啓壙。皆爲謬。又謂。祖未至魏時。孝明帝已去世。致以祖在少林時正值魏國大亂。此訛也。蓋未考祖入梁之年爲天監甲午。而遂所以致錯者。在據寶林傳普通八年丁未六字耳。夫史載魏使宋雲西還之年爲壬寅。此鐵案也。雲既遇祖於葱嶺。則祖西歸是年。更復何疑。况以壬寅去甲午。面壁九年之說正相符合。而傳燈以太和丙辰十月五日會元以大通戊申十月五日爲祖西歸之期。二說皆屬不經。若以寶林丁未入梁。則是六年前先隻履西歸。後六年始見武帝。有是理乎。魏主恪殂於乙未。子詡立。是爲孝明帝。在位十四年。於戊申四月始殂。祖以甲午入梁。是祖於魏。正明帝在位時。以祖之聖。來自西域。值茲欽信之君。乙未至壬寅八年中。安知無詔。而曰祖未至魏時。孝明帝已去世。此何說也。又孝明帝殂。子攸立。是爲莊帝。卽戊申改元永安。後祖西歸已七年。旨令啓壙。亦未嘗必無事。何辨也。莊帝殂於庚戌。長廣王曄立。辛亥曄廢。廣陵王恭立。此後分割爲東西魏。始大亂。則祖西歸。尙在魏未亂十餘年之前。而曰祖在少林正值魏國大亂。又何說也。編年考鏡。絲髮無隱。通論所辨。正不足據。而諸家所紀。總之皆仍其所誤而誤之耳。或曰。傳燈云。祖於葱嶺謂宋雲曰。汝主已厭世。則入梁爲普通似是也。以孝明帝去世之戊申爲祖西歸。恰合九年。所云汝主。特指明帝爲言耳。曰然九年固合矣。其如非魏使西還之壬寅乎。旣非魏使西還之壬寅。則葱嶺遇祖一說。難於通會矣。且宋雲奉使西去。在孝明

帝神龜元年戊戌而西還遇祖葱嶺之日當明帝在位第八年後六年明帝始殂則汝主已厭世云者當誰指也以是知汝主已厭世五字爲妄也非祖語也或又曰宋雲雖奉明帝使亦先嘗爲世宗臣世宗殂於乙未汝主指世宗未可知也然宋雲奉使之日在世宗既殂之後雲豈不知而待祖言始知之乎以是益知其爲妄也非祖之語也必矣

百丈海再參因緣馬祖一喝下斷無丈直得三日耳聾七字蓋三日耳聾乃百丈爲黃檗舉時始有之也黃檗請益馬祖平日言句百丈因舉至馬祖一喝畢乃曰佛法不是小事我當時被大師一喝直得三日耳聾黃檗聞舉不覺吐舌便有大機大用的面目百丈亦功不浪施若馬祖當時一喝下便三日耳聾矣及爲黃檗舉時乃仍曰我當時被喝直得三日耳聾則百丈只成得個舉話師僧而臨機變用一種鮮活作略不幾盡掩滅乎

鴻山一日在法堂坐庫頭擊木橈火頭擲郤火抄撫掌大笑鴻曰衆中也有恁麼人遂喚來問你作麼生火頭曰某甲不喫粥肚饑所以歡喜鴻乃點頭後鏡清忿云將知鴻山衆裏無人臥龍球云將知鴻山衆裏有人百丈曾請鑊地次一僧聞鼓鳴舉鑊大笑便歸丈曰俊哉此是觀音入理之門歸院乃喚其僧問適來見甚道理便恁麼僧曰適來肚饑聞鼓聲歸喫飯丈乃笑傳燈會元所載皆同此二機語大同小異以人各章別不礙其爲相似第指月錄於鴻山章中則以鏡臥二語削去不載郤移二語繫於百丈章中又改將知鴻山衆裏無人爲當時鴻山有此一僧改將知鴻山衆裏有人爲當時鴻山無此一僧夫公案旣彷彿則鏡臥二語固可那移通用然有鴻山二字繫百丈下殊爲未妥况二語言中有響鳩蜜並施得敢改換那移耶

南嶽下二世馬祖嗣。既有百丈惟政。與大智南泉輩爲同門昆季。而十一世之石霜圓下黃龍楊岐班列中。乃又有一百丈惟政。皆屬洪州。其所收法語雖曰不同。而南嶽方上下十葉間。以一百丈遽有此兩同名人。豈亦刻錄失辨耶。抑亦古今同名耶。姑兩存之。以俟再考。

道吾因雲巖臨遷化遺書來辭。據釋氏通鑑。當是道吾遷化。遺書辭雲巖。蓋道吾遷化在唐文宗太和乙卯。雲巖遷化在武宗會昌辛酉。道吾先雲巖去世已七年往矣。豈復有雲巖遺書相辭之事耶。

宣州碑樹慧省。嗣藥山儼。因臥次。道吾乃近前牽被覆之。省曰。作麼。吾曰。蓋覆。省曰。臥的是。坐的是。吾曰。不。在者兩頭。省曰。怎奈蓋覆何。吾曰。莫亂道。又一日。道吾從外歸。省曰。甚麼處去來。吾曰。親近來。省曰。用簸者。兩片皮作麼。吾曰。借。省曰。他有從汝借。無作麼生。吾曰。祇爲有所以借。其針來線去。爲石頭孫無可疑者。馬祖下亦有一碑樹在江西者。應自有一家法言。而會元乃卽以道吾與省相見兩則語收入江西碑樹章中。而宣州碑樹乃僅載洞山來參與猫兒上露柱兩則語。而指月錄又將道吾牽被一則語。分綴於兩碑樹。何謂也。

鴻山問道吾甚處去來。吾曰。看病來。山曰。有幾人病。吾曰。有病的。有不病的。山曰。不病的。莫是智頭陀麼。吾曰。病與不病。總不干他事。速道速道。傳燈止此。而會元有山曰。道得也。與他沒交涉。十字余疑。總不干他事。下必有脫落。致文言意旨俱欠脈絡。蓋鴻山在師位。道吾居弟子列。速道速道。豈出自弟子者口。况後道得也。與他沒交涉一語。出鴻山口。則鴻山成逐塊矣。宜在道吾乃爲是。看他始曰。總不于他事。旣則曰。與他沒交涉。何等頭正尾正。終始一貫。故於總不干他事下。補山曰。不于一句六字。如云山曰。不于一句速道速道。

吾曰道得也與他沒交涉。如此豈不語脈意旨一氣貫通。

白馬曇照嗣法南泉與趙州長沙茱萸子湖爲同門昆季出世荊州道出常情事迹可異嘗云快活快活及臨終乃叫苦苦有院主致問推枕一則語地藏恩寶峯照圓照本皆有頌此古今所共覩者乃今將曇照語移爲天王悟事晉尾不差一字噫以兩人同一州同一機語復同一事迹有是事乎又有刻燈譜者竟將白馬曇照直削之南泉下去郤一嫡嗣使白馬一代龍象寥寥無所聞馬祖下添入一僞嗣使一百三十七同門嘿嘿無所識惜哉。

鄂州柏巖因洞山與密師伯到巖問二上座甚處來山曰湖南巖曰觀察使姓什麼山曰不得姓巖曰名什麼山曰不得名巖曰還理事否山曰自有廊幕在巖曰還出入也無山曰不出入巖曰豈不出入山拂袖便出巖次早入堂召二上座曰昨日老僧對閻黎一轉語不相契一夜不安今請閻黎別下一轉語若懶老僧意便開粥相伴過夏山曰郤請和尚問巖曰不出入事如何山曰太尊貴生巖乃開粥同過夏此洞山始終惟明尊貴之第一則語也而舊錄於不出入事如何改作豈不出入若是則洞山所答方木不逗圓孔矣蓋太尊貴生乃洞山代柏巖別出之語也如曰還出入也無山曰不出入巖曰太尊貴生如此豈不尤爲言盡意盡兩得之也柏巖所以卽開粥同過夏者以此語愜意耳又有改老僧對閻黎一轉語不相契作閻黎對老僧一轉語不相契於言於意尤爲不順若曰閻黎對老僧一轉語不相契則柏巖何以曰一夜不安豈洞山對語不相契而柏巖反一夜不安耶况洞山所對宏智所謂拱默威嚴誰敢正視者此也末上拂袖便出其點罰又何等分明柏巖所以一夜不安者以此耳。

洞山辭雲巖。問百年後忽有問還邈得師真否。如何抵對。巖良久云。祇者是。山沉吟。巖曰。价闍黎承當個事大須審細。山猶涉疑。後過水覩影。始大悟。此洞山悟由深淺歷然。正見吾人承紹個事不是輕易。自沉吟而致涉疑。由涉疑始得大悟。一氣敍來。何等穩順。且見得向日所會無情說法。皆見解邊收。非若此番始稱實證也。亦猶高峯覩眞時。既稱悟矣。及乎問正睡着無夢無想時。主人公在甚處。則又無言可對。無理可伸。直至枕子落地方始大悟。此無言可對。無理可伸。非沉吟猶涉疑乎。有改沉吟爲良久。非是。

鵝湖智孚有莊上喫油糍一則話。不考者乃概作南泉莊上喫油糍。此訛也。蓋因南泉有到莊莊主預備土地前更下一分飯語相潤。遂致誤傳耳。

靈雲志勤觀桃花悟道。鴻山乃曰。從緣薦得。永無退失。玄沙云。諦當甚諦當。敢保老兄未徹在。據此語。則此鴻山乃是繼席之大安。非靈祐也。蓋祐已寂於大中癸酉。玄沙寂開平戊辰。相去五十六載。據玄沙壽七十四。則生年在太和乙卯。臘四十四。則薙染在咸通甲申。故本傳云。咸通初甫三十。乃棄釣舟從芙蓉落髮。則祐示寂年。玄沙僅十九歲。尙未出家。觀未徹一語。實有抽釘拔楔手眼。豈未入道十餘歲釣船小子便能發此語。以此知勤必大安之子也。傳燈作祐嗣。失考耳。

長慶大安繼席鴻山時。嘗有示衆曰。有句無句。如藤倚樹。疎山聞。特入嶺參請。值安泥壁次。便問。承聞和尚道。有句無句。如藤倚樹。是否。安曰。是。山曰。忽若樹倒藤枯。句歸何處。安放下泥盤。呵呵大笑。歸方丈。山不領。安曰。向後有獨眼龍爲子點破在一則語。而指月錄乃曰。石霜諸被鴻山問無對。到道吾。舉此話。吾令諸看菴。自到鴻山爲諸報讐。值鴻山泥壁。亦如是問。如是呵呵大笑。被吾捺倒泥裏。鴻山不管。與疎山參請大安。

語。釐忽不易。謂清貴與羅山持論。力扶道吾。被羅山擒下。至謂道吾只是館驛裏本色撮馬糞漢。此訛也。夫疎山於大安處不領。後謁明招始悟曰。原來笑裏有刀。鑿鑿可據。則此語爲大安語。無疑矣。今曰道吾爲諸報讐。則屬靈祐矣。豈鴻山長慶兩處皆恰恰值泥壁耶。又皆恰好同一呵呵大笑耶。殊不知道吾於大安繼席鴻山時。已寂去二十餘年矣。而此語乃大安示衆。非靈祐語。卽道吾於祐亦嘗有此語。則安佐祐最久。非不熟聞。乃在閩對疎山。不復別有生機一路。而仍墮祐之成轍。豈所謂老作大安哉。以是知道吾爲諸報讐。必無之事也。羅山之與清貴所論者。又豈無疑。

襄州關南道吾。嗣關南常爲南嶽第四世。聞巫者樂神語。有省。後遊德山之門。得透法身眼。故嘗云。打動關南鼓。唱起德山歌。其上堂戴蓮華笠。披襯執筒擊鼓。吹笛口稱魯三郎神。其接機對客。皆出人意想。有收爲潭州道吾宗智事。此訛也。宗智嗣藥山儼。乃青原下第三世。一在潭州爲山名。一在關南爲人名。不可少溷。晉州霍山景通。南嶽下第五世。仰山寂嗣子也。初在歸宗。忽一夜叫曰。我大悟也。衆駭之。宗明日上堂。召昨夜叫大悟的僧出來。通出。宗曰。你見個什麼道理。便言大悟。通曰。師姑元是女人做。宗異之。通便辭去。宗門送與一笠。通接戴之。便行。更不回顧。次參仰山。山閉目坐。通乃曰。如是如是。西天二十八祖亦如是。唐土六祖亦如是。天下老和尚亦如是。景通亦如是。語訖。過右邊翹一足而立。山下禪床打四藤條。後到霍山。自稱集雲峯下四藤條天下大禪佛參。山喚維那打鐘着。通驟步而出。住後化緣將畢。備薪于野。辭衆食訖。自執炬。登積薪上。以笠置頂。後作圓光相。執杖作降魔杵勢。立終於紅燄中。而舊錄載歸宗下。亦有一大禪佛名智通。後居臺山法華。臨終有偈曰。舉手攀南斗。翻身倚北辰。出頭天外看。誰是我般人。據此似有兩人。特稽

其機緣時代住處實爲一人。蓋仰山歸宗後先同時而通之初參徧參嗣法住院確有次序。其在歸宗夜叫乃發悟時也。見仰山翹足乃呈解時也。到霍山驟步而出乃作家相見時也。觀其初在歸宗及便辭去數字則灼灼然爲一人無疑也。霍山與仰山同嗣鴻山祐則通與霍山猶子也。當作家相見後便出繼其席又可想矣。然於名雖有景智之別而嗣法時是必易智爲景也。至若臺山法華晉州霍山此無乃兩曾住過之道場耳。且晉州臺山皆連界地方相去不遠其爲一人又可想矣。然則臨終一偈又安知不爲立終紅燄時所說耶。今不敢仍蹈前非特辨此。

代州五臺華嚴寺無著者法師也。永嘉人乃清涼澄觀門弟子。習華嚴教初以唐大曆丁未遊五臺入般若寺與老翁問答有舉玻璃蓋問南方還有者個麼及前三三後三三等語辭出詢均提轉盼與寺俱不可得。著因感其異建寺題額華嚴終老山中焉。憲宗元和中門人文一追述甚詳杭州龍泉院無著文喜者禪師也。嘉禾語兒朱氏子乃仰山寂嗣唐宣宗大中初參大慈寔中咸通壬午參仰山於觀音院言下頓契受囑後丙戌還浙光啓丁未主龍泉解署昭宗兩賜衣乾寧丁巳賜師號曰無著光化庚申冬示寂壽八十臘六十塔全身於靈隱西塢宋寧宗嘉定庚辰遷于大慈山智覺壽塔左二師本傳所載始末如此而無著兩字一屬本名一屬賜號屬賜號者生穆宗長慶辛丑屬本名者生玄宗開元丁丑以開元丁丑至長慶辛丑已八十五年文喜壽八十若以本名者爲文喜一人則文喜當有一百六十五歲經歷一十四帝不當止曰八十况一則嗣法仰山在懿宗咸通年後一則習教清涼在代宗大曆年前而會元潤收爲一人可乎。興化於臨濟遷化日尙未發悟即在三聖首衆亦未甚大徹後於大覺爲院主從大覺鑪錘下始薦得臨濟

於黃檗處喫棒的道理。則其透脫重關。實得三聖大覺力。二老之於興化有師資分。而興化出世竟拈臨濟瓣香。當時勉謂孤賒。未必卽無內怍。大川不本先後。乃竟列興化於二老之上。黜兄爲弟。深悖倫禮。長後人越分之漸。今仍傳燈正宗所列。

僧寶傳玄沙章末云。石頭之宗至是遂中興之。夫玄沙與雲門爲昆季。同嗣雪峯存。存嗣德山鑑。鑑嗣龍潭信。信嗣天皇悟。悟嗣石頭遷。覺範云。石頭之宗至是中興。豈無據而然者。雲門偃出香林遠。遠出智門祚。祚出雪竇顯。此又世系之所最爲明著者。水源木本。非可少溷。所從來矣。呂碑原載顯爲無際九世孫。而後人要成天王之烏有。遂改無際爲大寂。致使後來不知考究者。竟成爭端。

曹山慧霞。因僧侍立次。山曰。道者可煞熱。曰。是。山曰。祇如熱。向甚處回避。曰。向鑊湯爐炭裏回避。山曰。祇如鑊湯爐炭裏。又作麼生回避。曰。衆苦不能到。舊錄如此。夫編輯語錄。猶紀人之行實。其所紀之言。必其人佳言。所紀之行。必其人善行。乃所以爲行實。若所紀之言。雖佳。非已言。所紀之行。雖善。非已行。豈其人之行實哉。此則語。若果如舊錄。則手眼全屬者僧。載曹山章中。與曹山何與。即使者僧是明眼。則紀錄者應書其名。如龐蘊之於百靈。韶山之於布衲。乃爲是。今旣無其名。則手眼屬曹山必矣。請質諸昭覺拈古中所舉。

普寧歸道。嗣德山密。載羅湖野錄。會元作普安道。是誤以寧爲安耳。而道上又缺一歸字。羅湖錄出高宗紹興庚辰。當宋中年。會元出宋之季。宜從普寧。

嶽麓智海。吉州泰和萬氏子。生宋仁宗嘉祐戊戌。出家于金公。依東林玉磄。最久晚抵仰山。嗜筆墨。得佛印元痛策。乃頓棄。依止大鴻喆。僅十年始嗣其法。哲宗元符己卯。開法衡陽城東之東明。後遷湘西嶽麓。無何

麓厄於火海爲新之倍常。徽宗宣和己亥七月九日陞座別衆。次日黎明集衆敍出世本末說偈而逝。壽六十二臘四十二塔於西崦舜塘之陰爲南嶽下十三世舊錄大鴻誥下乏智海名乃獨載一嶽麓海于開先宗下章內載僧問進前三步時如何云云一則語豈與嶽麓智海泰和萬氏子者又一人耶抑亦卽一人耶蓋續傳燈編收之日智海方開法衡陽東明時尙未遷領嶽麓事須知大鴻誥下之東明仁仙者原一人耳以仁仙乃智海之名智海乃仁仙之號其青原下十四世爲雲門八世孫所嗣開先宗之嶽麓海者原只仁仙其人故去之。

龍潭崇信。諸宮人賣餅爲業少而英異。初悟和尚爲靈鑒潛請居天皇人莫之測信居寺巷日以十餅餽之備載燈錄今有以信爲天王嗣誤也夫爲靈鑒潛請者乃城東天皇道悟非城西天王道悟也所謂寺巷者乃城東天皇寺巷也今荊州現存城東非可泯滅城西之巷既無天皇其名則龍潭非天王之嗣明矣龍潭章中雖繫去初悟和尚爲靈鑒潛請居天皇寺人莫之測一十七字其如居于寺巷餽餅事迹井井然不可掩滅何是則日以十餅餽者餽城東天皇道悟也非城西天王道悟又明矣何也爲靈鑒潛請人既不測故信得日以十餅餽若丘碑所云節使親臨迎衙供養者則四事豐饒貴顯求見且不得而舖家兒敢以十餅見瀆耶况城西天王考郡志從未有也然則聞人之碑圭峯之狀德輿之銘是皆爲好事者所妄捏自非明眼考覈以訛傳訛致成千古之誤矣又夢覺堂宗派序云張無盡疑洞山德山垂手不同恐自天皇處或有差誤後於達觀穎處得唐符載所撰天皇道悟塔記又討得丘玄素所作天王道悟塔記云云此謬言也夫達觀穎寂於宋仁宗嘉祐己亥除夕張無盡卒於徽宗宣和辛丑以辛丑上溯己亥經歷五帝相去六十三

載。無盡壽七十九。當穎寂年僅十六歲。正讀書習舉業時。孜孜於文章功名。且未暇而有暇於佛學。卽有暇。未必卽能留心宗乘。能留心宗乘。未必卽能討論門庭宗派中事。何以知之。按無盡傳云。年十九應舉入京。道由向氏家。登第回。遂爲向氏婿。初任主簿。見梵策莊嚴。遽佛然欲作無佛論。時年已二十有餘矣。後訪同列。得維摩經讀之。始信向佛乘。夫以二十有餘之年。且不奈見梵策之莊嚴。則其于佛門尙未生信可知矣。而於穎未寂前十數歲之書生。又詎能討論門庭宗派與夫垂手不同之事哉。顧乃云從穎處得符載碑。又討得丘玄素碑。然乎否乎。此不待辨而自知其爲妄誕必矣。且無盡留心宗乘竟在晚年。元祐六年辛未爲江西漕。見兜率悅於拓鉢話有疑。夜半觸翻溺器。乃得徹悟。時年已五十。以元祐辛未上遡嘉祐己亥。又三十三年。始於宗門有悟。且此持論據云今以丘符二碑證之。方知吾擇法驗人之不謬。則垂手不同之論必在得碑之前。豈十餘歲志學之書生。遽能發此宗乘堂奧語言耶。此在已見兜率徹悟之後。或可少信。若云在穎未寂之前。則孩童拍盲斷不能有及於此。然則無盡之於達觀尙未曾有一面之晤。何有此得碑之語。此直後人假捏。正無根虛妄之談耳。

傳燈載。慈明圓以寶元戊寅發舟東下抵京赴李都尉約道話。月餘尉果歿。後年正月五日圓亦示滅。世壽五十二。臘三十。準是。則圓示滅乃仁宗康定庚辰。生當太宗雍熙丁亥。云廿二始出家。其年當真宗大中祥符戊申封禪之年。而寂音曰。圓遊湘沔間。結伴入洛。決志參汾陽。時朝廷方問罪河東。然按傳燈舊本無是說也。太宗伐漢。固爲問罪河東。乃在太平興國己卯。且己卯其年。汾陽正在操守時。於淳化癸巳首山寂後。始循契聽排闥語。赴請太子院。則己卯其年。圓尚未生。况廿二始出家。至遊方時。聞昭道望始結伴參汾陽。

是參汾陽日去問罪河東之年已三十有餘年矣。寂者何所據。乃妄引至此。況燈錄原無此文。卽結伴之語亦不載。

慧圓者參東林總以貌不揚舉止乖疎人皆忽之一日行殿庭中偶足顛而仆有悟作偈書壁曰者一交者一交萬兩黃金也合消頭上笠腰下包清風明月杖頭挑卽日離東林總見偈使人追之不可而舊錄乃以此偈又入于華嚴頤章中是以一偈爲兩人悟道語矣殊不知顚于天親祇說者個法因緣有省矣似不應又安頭上之頭卽有登溷撲破水瓶大悟而偈語當不應止是顚嘗數遷大刹名振叢林而偈意口氣斷不止如是而已此祇慧圓所發耳蓋語句乃其人之寫照故于頤章中特去之大川不察重出獨謂妙喜作顚語爲非因辨此。

無文璫江西泰和柳塘人嗣育王笑翁壻堪嗣天童全全嗣徑山果乃南嶺下十八世與黃龍東湖祥同門宋理宗寶慶丁亥開法饒州薦福次住廬山開先再主薦福嗣法者三一曰玉崖振住圓通一曰定山一住薦福一曰別翁總未悉所住其生緣世代本錄可稽而南石琇乃收璫于無準範下此誤在不考得法參學之有別耳蓋璫嘗參學無準觀錄中祭無準文可辨矣。

明成弘間有雪庭者杭州仁和桂氏子年十七禮蜀川休休翁於仙靈寺得薙染二十九登具三十五受休休翁囑三十九侍休住淨慈四十七開法昭慶其拈香曰供養臨濟下二十四世西蜀中川直指堂休休翁南峯大和尚此雪庭幻奇錄本刻如此且胡惠序中曰自臨濟授受至於古燭無際雪峯休休翁之嫡顚不謬是又公孫父子源源可考者最爲明白乃獨曰未詳可乎。

月林鏡嗣法於靈隱東嶼海爲徑山第八十代住持。繼燈凡例謂鏡入滅于明正德乙卯與海相去遠甚。疑非其嗣。以海寂在元泰定丁卯。丁卯去正德丙寅相隔一百八十年。故去之。此錯在補續高僧傳之誤誤之耳。續燈存稿以鏡入滅於元至正己卯壽八十六。此固與海相近爲其嗣無疑也。然至正二十七年中祇有辛癸二卯。曰己卯者乃在前至元五年。遡海寂年丁卯一十三載。鏡爲海嗣益無疑。特至正之正字有訛。當日至元己卯乃爲是。繼燈所云非可憑準也。

祖燈辨訛卷第一終

祖燈辨訛卷第二

清古杭白巖嗣祖沙門淨符考著

舊錄紀六祖示寂在唐玄宗癸丑八月。而云世壽七十六者。則生當在太宗真觀十三年戊戌。云二十四傳衣者。則自戊戌始。當在龍朔元年辛酉。以墜腰石題龍朔三年可據。云三十九祝髮者。則自戊戌至儀鳳元年丙子是也。又以傳衣次年壬戌至丙子。恰與避難獵人隊中一十五載合。云說法三十七年者。則自儀鳳丙子至玄宗開元癸丑。正其數也會。元云先天二年者非也。蓋延和元年壬子。卽先天元年壬子。次年卽爲開元元年癸丑。而先天二年之說實無也。以開元癸丑示寂。乃爲實錄。其五祖章中云咸亨中者。不過提其來參時大概。獨云卽咸亨二年者訛也。今以傳衣剃度說法之年考之。則咸亨二三字當是龍朔元三字之訛。使云卽龍朔元年者。則傳衣以至說法之年無往而不相合。

德山密示衆曰。及盡去也。直得三世諸佛口挂壁上。猶有一人呵呵大笑。若識得此人。參學事畢。而指月乃改去作知。殊失大旨。蓋及盡去也者。猶言凡聖情盡一法不立。故曰直得三世諸佛口挂壁上。今言及盡知也。作何理會。吾不得而知之矣。

僧問同安不。如何是和尚家風。不曰。金雞抱子歸胥漢。玉兔懷胎向紫微。一則語傳誦諸方所從來也。而舊錄乃又列一同安第一世于夾山會下。即將此則語載其章首。是以一人機語分而爲兩人。不顧重出。夫不上嗣雲居。下接志公。機緣語脈歷歷可稽。非比夾嶺。此固無可疑者。重出者應去之。其餘語收歸不章。理也。

疎山仁章。會元云。泊洞山順世弟子禮終。乃到潭州大鴻。值鴻示衆云云。此訛也。况傳燈舊文絕無此語。鴻山寂大中癸酉。在前也。洞山寂咸通己丑。在後也。相去一十七載。非訛而何。當是疎山棄聽習初。便參潭州鴻山。次入閩參大安。次到浙參明招。最後乃還洪都參洞山。始爲順。且無論以年甲考之爲不謬。即以參請機緣考之。而先後淺深自可立見矣。如從鴻山處問。但曰如何是不落聲色句。鴻豎起拂子。其進語則不過曰此是落聲色句而已耳。若從洞山處當機所問。始則便曰。無功之功。豈不是那邊人。次則曰如何是迢然。如何是非迢然。對空劫無人家之間。則曰不識。問還有意旨也。無則曰。和尚何不問他。此皆堂奧酬對。非從那邊過來。斷不能措一辭。以此知爲最後參洞山無疑也。不然。世豈有從那邊過來者。而於鴻山豎拂放拂之直截處。返竟不領略耶。以致於循義路于香嚴之語。失當機於大安之笑。多番不捷。待明招點破。方纔契合。咦。是果見洞山後事也。況疎山上堂有曰。咸通年已前。會得法身邊事。咸通年已後。會得法身向上事。此

則疎山已自有參請先後鑿鑿然不可易之次序也。會元特一時之誤。豈有意溷之耶。

蜆子受囑洞山。後混俗閩川。日沿江岸拾蝦。蜆充腹。夜宿東山白馬廟紙錢中。華嚴靜疑。往探之。潛入廟夜俟其歸。把住問。如何是祖師西來意。子遽答曰。神前酒臺盤。靜始奇之曰。不虛與我同根生。此蓋靜初住福州東山華嚴時事。非西安華州華嚴時事也。而舊錄作京兆。是以靜行化京都。子亦隨之。之句致焉耳。曾不知混俗閩川四字尤爲可據。况閩川與福州同是一塊地。然靜行化後在京兆。子雖隨之。而潛入廟中試驗。實福州時事。故蜆子當以福州立處。不應以京兆立也。甚有以太湖東洞庭白馬爲蜆子拾蝦處。尤誤甚。

泉州龜洋慧忠。本州仙遊陳氏子。爲曹山下艸菴義嗣。而傳燈于馬祖下。乃又列一泉州慧忠。此重出也。蓋馬祖入滅在德宗戊辰。艸菴授受在僖宗年間。遠隔八十餘年。以是而知馬祖無其人明矣。然艸菴慧忠齒臘皆過曹山。蓋當時山林操道之士。以所抱負。未肯輕易上人門戶。見曹山法道之正。乃就之耳。獨惜其先告逝於曹山十數年之前。不甚大振其道。爲可憾耳。余考忠塔在龜洋無了塔東二百步。了爲馬祖嗣。姓沈。今泉人祀之。爲沈陳二真身。傳燈不考嗣法何人居何年代。又以二塔同祀。宛然昆季。故誤列之爲馬祖嗣耳。

姚少師旣編入燈錄。則宜以禪師稱。不應從俗。以其十四出家。緣兵革往參徑山愚菴。及盡得心髓。嘗出世普慶。還天龍。有自題肖像。皆衲僧透關語。可據也。以高僧名應選赴闕下。非僧中龍乎。未以佐命功。亦出乎忠心也。卽拜命受爵。是出其勉強。不得已事。豈其志哉。故終身未嘗蓄髮。不受妻。賜居常布衲。律身惟謹。病篤時。上幸其第問後事。師曰。出家人復何所戀。觀此七字。凜凜然終其身一禪師也。編禪燈何忍以俗姓呼。

况其出世住院在前歷可考者。本也。佐命拜爵在後事出不得已者。迹也。今棄其本而拘其迹。非所以爲明眼家所著述矣。

天界覺原曇爲笑隱訴嗣。訴寂於元至正甲申。曇以至正壬辰出世牛首。乙未遷保寧。而舊錄以曇爲至順二十年出世。此訛也。文宗至順僅庚午辛未壬申三歲而已。何有二十之年。況章內有十六年王師定建業數字。實據也。夫十六年者。爲至正丙申。正明太祖克金陵。改集慶路爲應天府之年。以此益知云至順二十年者。乃至正十二年之訛也。

雲蓋志元覆船洪薦二師皆石霜諸嗣。一住潭州。一住福州。傳燈諸錄所載。歷歷可稽。指月錄乃以二人語合收爲一章。獨存雲蓋。而覆船之法言示寂。則竟作雲蓋之法言示寂。其誤有如此。可不辯乎。余詳此非集指月錄者誤。蓋當時繪寫家失去一紙耳。以故谷山藏覆船薦二人皆不見其名。今以指月書格行數扣之。恰好一紙。信知失去無疑。

舊錄列相州慧滿爲二祖可下旁出第三人。此誤也。滿乃僧那嗣。二祖下第二世孫。以傳燈目錄慧滿上少僧那復出七人六字。遂致正宗亦相沿成誤。據僧那章中有師謂門人慧滿曰數字。及我今付汝等語。灼可爲證。滿必僧那之嗣無疑矣。其列峴山等六人爲滿嗣。是誤以一世爲師資兩代。慧滿壽七十。在貞觀壬寅雪夜宿古墓後方寂去。二祖寂日實遠。以年曆考之。非其嗣又明矣。有志世譜者宜知之。

薦福承古西川人。以鄉選至禮部。議論不合有司。怒裂其冠。不得志。遂棄作山水遊。初客潭州。了出時。大光敬居其席。古斷髮從之。學出世道。嗣入福嚴雅室。後遊廬山。經歐峯。愛宏覺塔院閑靜。求居之一。時叢林號

爲古塔主。寂於宋仁宗慶曆乙酉初說法芝山乃嗣法雲門偃。嗚呼。雲門寂在後漢乾祐己酉據其住薦福年爲景祐丁丑而入滅之年在慶曆乙酉是已去雲門九十七年往矣。於雲門面且不識。况所謂嗣法乎。夫旣入福嚴之室。則已作雲門孫矣。而出世瓣香。乃公然爲雲門燒。駕尊於福嚴之上。與師翁洞山初班爲昆弟。僭名犯分。滅裂倫禮。以世教言之。且爲礙口。况屬法門。此實桑門中罪人也。即使雲門再世。亦未必肯錄爲嗣。故傳法正宗記不載。今大統仍收者。以會元續燈列之旣久。故姑存之。以待持公者削。

天台韶寂宋開寶壬申壽八十二。是生於唐昭宗大順辛亥臘六十五。云十八納戒。其年正在後梁開平戊辰。于納戒後。己巳庚午間。遽參投子有之。投子寂乾化甲戌龍牙寂後。唐同光元年癸未。以癸未去甲戌。越十年矣。而舊錄云韶於後唐同光中首謁投子。次謁龍牙。安有是事乎。當云後梁開平末首參投子。乃爲順。百丈海上堂曰。併卻咽喉脣吻。速道將來。鴻山曰。卻請和尙道。丈曰。不辭向汝道。恐已後喪我兒孫。五峯曰。和尙亦須併卻。丈曰。無人處研額望汝。雲巖曰。曇晟有道處。請和尙舉。丈曰。併卻咽喉脣吻。速道將來。巖曰。和尙今有也。丈曰。喪我兒孫。本錄如此。後人錄爲鴻山五峯雲巖侍立次云云。鴻山推惡離己。五峯卽矛刺盾。父子當機。兩猶可事。獨雲巖一縱一奪。大有機關。非可與五峯鴻山而雷同并論者也。而會元乃削去某甲有道處。請和尙舉數語。易爲又問雲巖四字而已。又易巖曰。和尙今有也。爲和尙有也未。嗚呼。其屈雲巖也可甚道哉。卽以文氣論。亦有難於鎗會。如曰併卻咽喉脣吻。速道將來。乃對以和尙有也未通乎。不通乎。請試檢看。雪竇頸雖用有也未三字。亦不得無辨也。

青州辨塔記自敍。政和間參襄州鹿門自覺記。勦後覺使見芙蓉楷。道經鄧州。得謁丹霞諱。宣和間出住青

州天寧。次補華嚴。卽萬曉遷御上。天眷廢中復領萬壽。皇統九年還入理書塔記。十二亥刻示寂。考皇統乃金氏年號。九年正南宋高宗紹熙十九年己巳。二十二年宋孝宗淳熙之子眞歇示寂。今之以青州爲真歇六世孫。此不得爲無說也。眞歇出天童王。王出雪巖鑑。鑑寂於光宗紹熙王子。以王子邈辛未越四十一年。而鑑出天童淨。是爲青原十六世。於芙蓉大越也。芙蓉容寂於徽宗重和戊戌。有八十餘年之遠。以寧宗朝之天童淨爲前數代。徽宗朝鹿門覺之師可追。續略輕知鑑會元收青原止十六世。不考鹿門覺卽芙蓉下之淨因自覺。遂以鹿門續爲青原十七世。嗣天童淨。竟將芙蓉之嗣伯仲并傳五世之裔。接而爲一脈十世祖。而其誤從未有若是之甚者。殊不知鹿門丹霞同出芙蓉之門。丹霞出真歇。了了出天童王。王出雪鑑。鑑出天童淨。一派建刹弘法皆在浙地。而鹿門覺者卽淨因自覺。覺出青州辨。辨出大明寶。寶出王山體。體出雪巖湖。一派建刹弘法皆在北地。乃會元收丹霞一派至天童淨。而不及鹿門一派者。蓋濟大川住靈隱當南宋紹定時。其所收僅宋家所有之地。可見可聞者。乃若燕秦齊晉之地。俱屬金元。當兩兩玄黃之際。聞見不及。故於淨因自覺一派未及收錄。抑亦居宋地著述者。卽知聞亦不遠有所及耳。茲據青州自敍得法鹿門。門使禮見芙蓉數語。則鹿門爲芙蓉嗣。可想也。兄會元載芙蓉下原有淨因自覺一人。於芙蓉在日崇寧間開法淨因。續略紀覺於政和間住鹿門。正與青州所敍合。蓋崇寧政和上下十年間。淨因自覺鹿門自覺先後住持。原是一人。無疑也。而所謂天童淨者。雖出自丹霞一派。去芙蓉差六世。經寧光孝高欽微六主。有八十餘年之遠。若以鹿門爲淨之嗣。青州爲淨之孫。據如塔記所敍。豈淨下所出之孫尚能禮見以上八世之祖芙蓉耶。卽事實告冠日。葉已去芙蓉寂日七十四年遠矣。尤謬所出之天童淨。歷年又不知其

幾乎。須知其得禮見芙蓉者。乃芙蓉一世孫。以二世之孫始得親承顏色。非雲仍比。况以寂日較青州去芙蓉不過三十一年而已。青州爲芙蓉之孫。復何所疑。又據青州之子甘泉通碑云真堂靈塔成輪次請寶公住持。貞元三年寶老俄有遼陽之行。遼陽蓋大明寶晚年所居之地。貞元三年卽宋紹興二十五年乙亥。去青州寂日七年。去真歇寂日祇五年耳。則鹿門爲芙蓉之子。青州爲芙蓉之孫。又的據也。然則續略之所紀。其爲誤也甚之又甚者矣。夫世間事果年深漫滅無典籍出載而不可稽考。固不必盡責其非。亦有倣傳疑而已。今有碑記及年代世數之可考。考而明知其爲誤。是宜急於改正以補其非。乃謬傳習之久。恐涉異議。輒忍心附之於不聞。而不直與斬然清白之。尙存疑案。致後賢相襲以誤沿誤。罪豈無歸。於是不顧犯忌。直述如左。知我罪我。一惟聽之。

海舟曾慈蘇之常熟錢氏子。爲萬峯蔚之子。寂於明景泰庚午。蔚寂在洪武辛酉。師資示寂雖相去有六十九年之遠。而海舟世壽九十有六。於蔚寂時實有二十七歲。其受萬峯之記。信無可疑。况萬峯錄中有付海舟法偈。沈貫作萬峯塔銘所敍又甚詳。而海舟下三世孫無聞。聽客牕夜話敍從上源流曰。自臨濟至高峯十有八傳。高峯出中峯本。本出千巖長。長出萬峯蔚。蔚出海舟慈。慈出寶峯瑄。瑄出天奇瑞云云。無聞之子笑巖寶。又海舟四世孫。其聯芳偈自敍有曰。不肖上承迦葉六十三世之元祖。下繼曹谿三十一葉之眞孫。又笑巖之子三際廣通敍巖北集曰。師得絕學老人不傳之旨。望臨濟二十六代之祖云此親孫父子之言。屈指世數皆無所謂寶藏東明爲源流中祖。但知海舟曾慈上爲萬峯時蔚之子。下爲寶峯明瑄之師。中與寶藏普持爲同門。此極明極顯之事。固無復可致疑者。獨古溪澄祭海舟文有續高峯七世之燈語。人遂

以普慈之同門寶藏普持與持之子東明慧品插入源流中。增添二代。不考東明下另有一海舟永慈。乃上普慈之姪孫。致與無聞笑巖廣通公孫父子親口所敍反。奈何三代家譜鑿鑿可據。非妄誕無稽者比。況無聞卽寶峯明瑄之孫。笑巖卽明瑄之曾孫。公孫三代僅百年間。安得便不知明瑄之出於海舟普慈。普慈之出於萬峯時蔚耶。正如天童悟乃笑巖之孫。五峯學特笑巖之曾孫。公孫三代亦僅百年間事。安得便不知笑巖之出於無聞明聰。明聰之出於天奇本瑞耶。且其師承印記銘傳昭昭。此不可信不可據。則何人之言始可信據。是知寶藏東明爲源流中疊出。無疑也。若乃古溪祭文。則又有說焉。靜菴素所敍聯芳圖曰。自西天四七東土二三以至萬峯蔚。寶藏持東明品海舟慈雲溪瑛者。此蓋東明品下別出之海舟。諱永慈。蜀川成都余氏子。上爲寶藏之嫡孫。下爲雲溪之先子。靜菴素之大父。與天奇瑞伯仲昆季。古溪祭文祭此海舟者也。故曰續高峯七世之燈。古溪住金陵高座寺。與翼善隣。若東明則遠隔千里。古溪寂成化癸巳去永慈寂日僅八年。若去普慈寂日。則相去二十四年。且古溪乃楚山琦嗣。望普慈差四世。天順間始住高座。普慈遷化久矣。非祭萬峯下之海舟明甚。無聞笑巖所敍源流益徵其爲不妄也。其寶峯明瑄與東明慧品皆萬峯嫡孫。亦猶五峯學林臯豫之於禹門。皆嫡孫也。其以天奇爲永慈三世孫。非是。天奇與永慈實叔伯弟兄也。夫海舟之爲兩人無疑也。今永慈寂成化丙戌者。正東明下之海舟。爲寶藏一派。非無聞笑巖之所祖萬峯下海舟寂景泰庚午者。明之又明者也。斯不惟徵無聞笑巖廣通公孫三代之所敍不妄。而古溪靜菴之所敍皆不妄矣。信知前人下筆原自有據。自是今人不考耳。一爲會見東明。便繼東明之席。出寶峯明瑄。瑄出天奇瑞。一爲受囑東明。住金陵翼善。出玉峯智瑄雲溪智瑛。瑛出靜菴素。住廬山天池。此皆確確然有所

據者。情真理當復何所云。而世尙有滯外人之言。執傳久之。護一己之短。反不肯遼信聰寶二祖及廣通公孫三代所定之家譜。甘從其誤。以訛傳訛。惜哉。

河南天寧禱。蔡州宋氏子。初住韶山。次遷天寧丹霞。於徽宗宣和五年癸卯九月四日。忽召主事。令以楮囊分而爲四。衆僧童行常住津送各一。既而復曰。丹霞有個公案。從來推倒扶起。今朝普示諸人。且道是個甚的。顧左右曰。會麼。曰不會。師曰。偉哉大丈夫。不會末後句。遂就寢右脇而化。此本傳也。而會元作政和非也。蓋誦自天寧來。繼子諄丹霞之席。子諄寂於宣和元年己亥。而政和五年正子諄住持丹霞時。誦方蒞事天寧。何遽有示寂事。乃指月錄不考。又誤作東京淨因自覺事。覺於崇寧間住淨因。政和間住鹿門。示寂於政和七年丁酉。何嘗有住丹霞事。

棠城洪印。幼師雪峯瑞。次參無際月溪。而楚山琦曰。印因本師去世。未獲印可。遠扣東山。予勘其理見精明。操履真實。可以繼西禪宗風。乃囑以偈。有東山心印得親傳之句。據是實楚山嗣。而續略諸書收入雪峯下。以惑可繼西禪宗風語故耳。今且仍之。

青原二世有石樓。問僧近離甚處。曰漢國。樓曰漢國天子還重佛法也無。曰苦哉。賴值問著某甲。問著別人則禍生。一則語載傳燈會元久矣。乃指月載石樓章矣。又重載之于棗樹二世章。致諸方舉古者。不考重出。皆以爲棗樹事。卽吾彙集摘珠。當時只據諸方拈語頌語而收。未及考清。遂成一時之失。茲特削之。仍如傳燈會元本錄。

石頭自回。東川合州人。世爲石工。從成都南堂靜參勘破婆話有省。歸釣魚山。建護國院。開法弘道。故續傳

燈以台州立處。灼有所據也。乃會元作台州者。此在刻寫家誤。以合作台耳。

徑山月江宗淨。金華蘭谿人。寂於正統壬戌。嗣_{雙林正菴}。嗣靈隱性原朗。朗寂於洪武丙寅。以丙寅去壬戌不過五十七年。公孫相去不遠。月江爲正菴子無疑。而存稿乃又列一月江宗淨於靈隱悅堂祖闍之下。生緣參請出住。以至臨寂。皆不甚相異。此訛也。夫悅堂寂於元至大己酉。以至大己酉至明正統壬戌。越一百三十四年。豈父子間歲月相去反倍遠於公孫之歲月耶。况月江世壽僅六十有七。是則悅堂寂時。月江尙未投胎。而續之爲悅堂嗣。可乎。

能仁天隱圓至禪師。高安人。十九依仰山剃染。至元元貞間出住建昌能仁。大德戊戌卒于廬山。壽四十三。臘二十四。爲雪巖慧朗欽公嗣。紫陽方回萬里少師姚廣孝二公嘗弁其錄。所序甚詳。而續燈諸書皆失錄。豈牧潛集尙埋塵土中耶。茲特表而出之。

指月錄九卷小註載青原謂石頭曰。汝因緣當在馬祖處。頭於馬祖處大悟。此訛言也。馬祖開法何時。石頭開法何時。石頭幼便能然諾自許。投曹谿作沙彌侍六祖。唐玄宗開元癸丑適祖示寂。頭稟命尋思。遂于其年參青原。最初相見機語。卽有曰未到曹溪亦不失。至若不到爭知不失之語。觀此時酬對。何等敏捷。其時馬祖年方五歲耳。又一日原令馳書南嶽。其與南嶽作家相見。又是何等語。考青原寂於開元庚辰。南嶽寂於天寶甲申。是馳書之日在開元中年。馬祖方習定衡山時。逮遇讓公。後於代宗大曆中始隸名鍾陵。馬祖開法於石頭。馳書之日相去四十餘年。遠矣。則青原示寂之日。馬祖尙未領院事。况馳書已前之石頭。而曰原俾見馬祖始大悟。然乎否乎。斯不待辨。信知其爲妄捏甚矣。且石頭於馬祖未領院前之天寶初業已出

住衡山。載諸燈錄歷歷可考。乃幻寄作此無稽之言插入禪典。其謬妄可勝言哉。

三祖僧璨章云。屬北周建德六年甲午武帝廢佛道教。祖往來太湖司空間。居無定處。云會元指月皆作後周訛也。後周在宋建隆之前。北周建德在陳宣帝大建之初。相去三百八十餘年。一字之訛。其年代之差如此。可不慎諸。

藏叟珍生宋光宗紹熙甲寅寂端宗景炎丁丑上爲妙峯善之子下爲元叟端之師。元叟寂在元至正元年辛巳。妙峯寂在宋理宗端平二年乙未。以乙未至辛巳僅一百零六年。公孫三代信無疑矣。乃增集續傳燈載珍生宋紹興甲寅示寂嘉定丁丑此訛也。蓋誤以紹熙作紹興故耳。既誤作紹興壽年八十三而寂年自應作嘉定丁丑若是則珍寂反在妙峯遷化十八年之前去元叟遷化竟差一百二十四年。元叟壽僅八十七。如何接紹得來。

襄州廣德義爲萬銅山第一世嗣青林師虔與石門蘊輩同門乃洞山之三世孫也。義出三人曰延爲廣德第二世曰周爲廣德第三代曰上泉在荊州延章中明載初謁先廣德義和尚而會元指月皆不本傳燈。但曰謁先廣德而已且以延爲義而指月目錄又註義嗣延。延嗣曹山其錯亂如此。

舊錄有誌公傳語南嶽慧思何不下山教化一段語此訛也。按傳燈慧思寂在陳宣帝大建九年丁酉世壽六十二則生當梁天監十三年甲午。誌公於其年十二月示寂是慧方出母胎何有此三世諸佛被我一口吞盡語考此語僅出會元而傳燈實無也。唯綱目作一老宿傳語慧思始爲有理。

武帝請善慧大士講經。大士陞座揮尺一下便下座。帝不領持問誌公。公曰大士講經竟此訛也。據大士生齊

建武丁丑於中大通壬子致書武帝。次年癸丑赴詔金陵。大同己未再入都。而講經揮尺語。必其時也無疑。誌公寂在天監甲午。業已化去二十餘年。何復有誌公之在世。此必當時名宿亦爲武帝嘗尊信者所對之語耳。於誌公何預。

青原思章紀思幼歲出家。羣居論道。師唯默然。聞六祖開法曹溪。往參焉。相見有不落階級師居首焉等語。而參見受法住院之年月。與世壽僧曇。則皆未載。僅載示寂年月而已。乃綱目妄以思參祖在則天晚年長安辛丑。首衆在中宗景龍丁未。此後乃住青原。按六祖開法在唐高宗儀鳳元年丙子。云聞開法往參。則思參祖之年定在高宗之時無疑矣。蓋未久以祖有汝當分化一方語。故卽回住青原。此皆載諸典籍可據也。今綱目除傳燈會元及青原山誌外。敢問採自何書。

南嶽讓生唐高宗儀鳳二年丁丑。云十五出家。則當則天天授二年辛卯。又五年通天丙申納戒。玄宗先天二年癸丑於六祖寂後出住南嶽。天寶三年甲申示寂。傳燈會元指月所紀皆不異。而綱目乃突云天冊元年乙未六祖傳法懷讓誤也。按傳祖問什麼物恁麼來。讓無對。經八載始對曰。說似一物卽不中。契會始終執侍一十五秋。然住南嶽既在癸丑。則開悟契會自癸丑上遡聖曆己亥恰一十五年。云經及八載始契會。則契會之日正在神龍丙午無疑也。是南嶽於祖傳法之日。年已有三十歲矣。若綱目所云乙未傳法。恐未必真。蓋與契會後猶執侍一十五秋之言不合。

馬祖寂唐德宗貞元四年戊辰。壽八十。曆六十。玄宗開元中。習定南嶽。遇讓公授以心印。大曆中隸名開元精舍。此傳燈所敍。最爲切實者也。會元指月俱脗合無異詞。夫云壽八十。則生在中宗景龍三年己酉。云開

元中習定衡嶽。開元共二十九年。則密受心印。正在開元壬申癸酉間。而綱目以開元二年甲寅爲讓傳法馬祖。此訛也。自景龍己酉至甲寅。馬祖僅六歲。尙未出家。何遽有此傳法之事耶。又以開元十年壬戌爲馬祖闡化江西。亦訛也。壬戌馬祖僅十四歲。尙未習定南嶽。尙未遇讓傳法。何遽有此開法之事耶。據云僧臘六十。則從渝州受具之年在開元己巳。受具後習定南嶽。始受讓付囑。囑後又三十餘年至大曆中始住院。則自景龍己酉至大曆中已六十餘歲。何綱目遽以十四歲尙未傳法之馬祖便開法江西耶。又妄以石頭於青原示寂日始受付囑。夫石頭生馬祖前十年。則天久視庚子於六祖寂日是年癸丑得參青原。觀相見問答機語。何等敏捷。且青原是時便賞爲一麟。則受法之在馬祖先。又可知矣。石頭世壽九十一。寂德宗貞元庚午。據如所云。是石頭年已四十一始受青原記。然乎否乎。試請質之傳燈。

五燈錄正宗記載五祖忍遇四祖之年在唐高祖武德甲申年。始七歲。寂在高宗上元乙亥。壽七十四。此訛也。夫甲申至乙亥僅五十二年。是忍止六十八歲。何能合七十四數。然甲申固四祖還蘄住山之年。而路逢異相小兒則斷乎非是年也。况傳燈但云武德甲申返蘄住破頭山學侶雲臻。是敍其一生大略。而一日往黃梅。是又敍其往日得忍之時。豈甲申即可指爲忍遇四祖之年耶。況七歲之說。傳燈實無。若以七歲遇四祖。此必在隋大業戊辰乃爲合。

祖燈辨訛卷第二終